

開発許可申請の手引き

令和 7 年 4 月版

本 庄 市

都市整備部建築開発課

はじめに

本庄市は、平成１３年４月より埼玉県から開発許可事務の移譲を受け、事務処理市として開発許可権限を有しました。平成１５年６月には、従来の指導要綱を廃止するとともに本庄市開発許可等の基準に関する条例等を制定し、平成１８年１月に旧児玉町との合併を経て現在に至っております。

開発許可申請の手引きは、平成１８年５月以降、都市計画法の改正や本庄市の組織変更等により、その都度見直しを行ってまいりました。この度、宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅地造成等規制法）改正に伴い本庄市開発許可の審査基準を令和７年２月１０日に改正したため、本手引きの記述の加筆修正を行ったものです。

本書は、開発許可制度が円滑に運用されることを目的として、本市における開発許可等の申請に関して必要な基準及び手続き等についてまとめたものです。従来の手引きに代えてご利用ください。

令和７年４月改定

開発許可申請の手引き（令和 7 年 4 月版）

— 目 次 —

I	開発許可等の基準	1
	本庄市開発許可等の基準に関する条例	2
	本庄市開発許可等の基準に関する条例施行規則	6
	本庄市開発行為等許可審査基準	8
II	雨水流出抑制施設設計指針	20
III	開発行為に関する事前協議と公共施設等の帰属	
	1. 開発行為に関する事前協議	33
	2. 都市計画法第 32 条の規定による協議	38
	3. 公共施設等の引き渡し	43
	4. 公共施設等の登記	45
IV	開発許可申請書等の作成及び手続	48
V	標準処理期間	58
VI	申請手数料	59
VII	申請書等の様式	61

— 凡例 —

この「開発許可申請の手引き」では、法令等の表記は、次のとおりになっています。

法	都市計画法
政令	都市計画法施行令
省令	都市計画法施行規則
条例	本庄市開発許可等の基準に関する条例
条例施行規則	本庄市開発許可等の基準に関する条例施行規則
規則	本庄市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則
審査基準	本庄市開発行為等許可審査基準

I. 開発許可等の基準

平成12年5月の都市計画法の一部改正を受け、本庄市では市街化調整区域の技術基準及び立地基準を定めた「本庄市開発許可等の基準に関する条例」を制定し、平成15年6月1日から施行し、また、令和2年6月の都市計画法の改正に伴い、本条例の一部改正を行い令和4年4月1日から施行しています。この条例の施行に関し必要な事項を定めた「本庄市開発許可等の基準に関する条例施行規則」、開発許可等の審査に関し必要な事項を定めた「本庄市開発行為等許可審査基準」の全文を掲載しましたので、開発許可申請等の参考にしてください。

なお、この3つの基準は埼玉県が定めている基準とは異なる部分がありますのでご注意ください。

本庄市開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第4項の規定による最低敷地面積)

第2条 市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条第13号に掲げる開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(法第34条第11号の規定による区域の指定)

第3条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。

- (1) 住宅の建築を目的として区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前から造成された一団の土地の区域
- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当する土地の区域

ア 区域内の建築物の敷地がおおむね50メートル以内の間隔で存していること。
ただし、区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められるときは、この限りでない。

イ 区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、筆界等によること。

- 2 市長は、前項第2号の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ本庄市都市計画審議会条例（平成18年本庄市条例第166号）の規定による本庄市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により土地の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、市長が別に指定したときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により予定建築物等の用途を別に指定しようとするときは、あらかじめ本庄市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項ただし書の規定により予定建築物等の用途を別に指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項ただし書の規定により別に指定した予定建築物等の用途の変更又は廃止について準用する。

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(1) 本庄市総合振興計画基本構想に基づいて市が策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為

(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次に掲げる事項のいずれかに該当するもの

ア 市街化調整区域から令第29条の9各号に掲げる土地の区域を除いた地域のうち、市長が指定した土地の区域（以下「既存の集落」という。）に、区域区分日前から自己又はその親族が所有する土地において行うもの

イ 本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が、既存の集落に自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの

ウ 本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に区域区分日前から居住する親族を有する者が、区域区分日前から自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの

エ 区域区分日前から本庄市の市街化調整区域に居住する親族を有する者が、区域区分日前から存する自己の親族の自己用住宅の敷地内において行うもの

(3) 20年以上居住する市街化調整区域の土地又はその近隣において、自己の業務の用に供する小規模な建築物であって規則で定めるものを建築する目的で行う開発行為

(4) 法律により土地を収用することができる事業の施行に伴い、自己の所有する建築物の移転又は除却をする者が、当該建築物と同一の用途の建築物を建築する目的で行う開発行為

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を建築する目的で行う開発行為

(6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

(7) 市街化調整区域に居住している者が地域的な共同活動を行うために必要な集会施設を当該市街化調整区域において建築する目的で行う開発行為

(8) 現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の用途の建築物を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為

2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定したとき、又は前項第2号アの規定により既存の集落を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

4 第2項の規定は、既存の集落の変更又は廃止について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、令第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更
- (2) 前条第1項第2号アからウまで及び同条第1項第3号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- (3) 1ヘクタール未満の墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地をいう。)又は運動・レジャー施設である工作物の管理に必要な建築物の新築
- (4) 現に存する建築物が建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、破産手続開始の決定その他やむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う、次に掲げる事項のいずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更
 - ア 現に存する建築物と用途が同一の建築物
 - イ 現に存する建築物と用途が類似するものとして規則で定める建築物
 - ウ 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(既存の集落に存するものに限る。)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の本庄市開発許可等の基準に関する条例(平成15年本庄市条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成18年5月17日までは、第3条第3項の次に次の1項を加える。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、第1項第2号アに該当する土地のうち、区域区分日前から建築物の敷地であると規則で定めるものは、法第34条第8号の3の規定により指定する土地の区域とする。
- 4 平成18年5月17日までは、第3条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」とし同項を第5項とする。

附 則 (平成19年9月28日条例第25号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の本庄市開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。

本庄市開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市開発許可等の基準に関する条例（平成18年本庄市条例第167号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第2条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号に掲げる開発行為

(2) 条例第5条第1項第2号エ、第4号又は第8号に掲げる開発行為

(3) 平成15年6月1日以後に区画の変更のない土地において行う開発行為であって、当該土地の区画の変更を行わないもの

(条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物)

第3条 条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）第1号に掲げるものを除く。）でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）

(2) 事務所でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの

(条例第6条第4号の規則で定める事由)

第4条 条例第6条第4号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合

(2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

(条例第6条第4号イの規則で定める建築物)

第5条 条例第6条第4号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法第87条にいう建築物の用途の異なる建築物
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成15年本庄市規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月18日規則第184号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

本庄市開発行為等許可審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)及び本庄市開発許可等の基準に関する条例(平成18年本庄市条例第167号。以下「条例」という。)に基づく開発許可等の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第1号の審査基準)

第2条 法第34条第1号の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、条例第5条第1項第2号アに規定する既存の集落内に存すること。

(2) 予定建築物の用途、規模及び敷地面積は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 政令第21条第26号イに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

(ア) 市が設置する小学校、中学校、義務教育学校

(イ) 幼稚園

イ 政令第21条第26号ロに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

(ア) 保育所

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスを提供する施設(ただし、市民のみの利用に供するものに限る。)

(ウ) (ア)及び(イ)以外の施設で、施設利用者が通所する施設(主として当該施設の利用者の短期入所の用に供する施設を併設するものを含む。)

ウ 政令第21条第26号ハに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

(ア) 診療所

(イ) 助産所

エ 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項第2号に掲げるもので、予定建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの

オ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150平方メートル以下で、かつ、予定建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの

カ 自動車修理工場(自動車の販売を行うもの、自動車の解体を行うもの又は専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うものを除く。)又は農機具修理工場であって、作業場の床面積の合計が300平方メートル以下で、かつ、予定建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの

キ 農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所で、予定建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの

(法第34条第2号の審査基準)

第3条 法第34条第2号の審査基準(鉱物資源の有効な利用上必要な建築物等)は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、利用の対象となる鉱物資源が存在する市街化調整区域内であること。

(2) 予定建築物等は、当該市街化調整区域に存する鉱物(鉱業法(昭和25年

法律第 289 号) 第 3 条に規定する鉱物をいう。) を利用するために必要な建築物又は第一種特定工作物であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 統計法(平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 号に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類 C—鉱業、採石業、砂利採取業のうち、鉱業に分類される事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物

イ 専ら当該市街化調整区域において採掘された鉱物を原材料として使用する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物

第 4 条 法第 34 条第 2 号の審査基準(観光資源の有効な利用上必要な建築物)は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、利用の対象となる観光資源が存在する市街化調整区域内であること。

(2) 予定建築物は、当該市街化調整区域に存する、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源を利用するために必要な建築物であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 観光資源の鑑賞のために必要な展望台等の建築物

イ 観光価値を維持するため必要な休憩施設又は宿泊施設である建築物(観光資源の利用者に軽食等を提供する飲食店、土産物店、現にゆう出する温泉を利用するための入浴施設を含む。)

(法第 34 条第 4 号の審査基準)

第 5 条 法第 34 条第 4 号の審査基準(農業、林業又は漁業の用に供する建築物)は、次のとおりとする。

(1) 農業、林業又は漁業とは、次に掲げる基準に該当する事業とする。

ア 農業については、日本標準産業分類大分類 A—農業、林業のうち農業に分類される事業であって、経営耕地面積 10 アール以上の農地において営まれているもの又は前年の農業生産物の総販売額が 15 万円以上のもの

イ 林業については、日本標準産業分類大分類 A—農業、林業のうち林業に分類される事業であって、所有権又は所有権以外の権原に基づいて育林又は伐採を行うことができる 1 ヘクタール以上の山林において営まれているもの又は前年の林業生産物の総販売額が 15 万円以上のもの

ウ 漁業については、日本標準産業分類大分類 B—漁業に分類される事業であって、前年の漁業生産物の総販売額が 15 万円以上のもの

(2) 開発区域は、予定建築物がその用に供される農業、林業又は漁業が営まれている市街化調整区域内であること。

(3) 予定建築物は、農業、林業又は漁業の用に供する建築物で、法第 29 条第 1 項第 2 号の政令で定める建築物以外のものとする。

第 6 条 法第 34 条第 4 号の審査基準(農産物、林産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物又は第一種特定工作物)は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、予定建築物等において取り扱う農林水産物のうち、数量及び金額において過半のものが生産される市街化調整区域内であること。

(2) 予定建築物等は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 農林水産物を集荷、出荷、選別又は貯蔵するための建築物又は第一種特定工作物であって、農業、林業又は漁業に分類される事業以外の事業の用に供されるもの

イ 農林水産物を直接原材料として加工する事業に供する建築物又は第一種特

定工作物

ウ 農林水産物を販売するための建築物又は第一種特定工作物

(法第 34 条第 6 号の審査基準)

第 7 条 法第 34 条第 6 号の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、本庄市総合振興計画基本構想に基づいて作成した土地利用に関する計画に支障のない区域であること。

(2) 予定建築物等は、埼玉県又は中小企業基盤整備機構から中小企業高度化資金の貸付を受けて行う中小企業の高度化事業の用に供される建築物又は第一種特定工作物であること。

(法第 34 条第 7 号の審査基準)

第 8 条 法第 34 条第 7 号の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 市街化調整区域において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業（以下「関連事業」という。）とは、当該市街化調整区域に現に存する日本標準産業分類大分類 E—製造業に分類される工場（以下「既存工場」という。）と、次に掲げるいずれかの関係のある事業とする。なお、この関係は数量及び金額におけるものであること。

ア 既存工場における事業の原材料の 5 割以上を、自己の事業における生産物の中から納入すること。

イ 既存工場における事業の生産物の 5 割以上を、自己の事業における原材料として受け入れること。

ウ 自己の事業の原材料の 5 割以上を、既存工場における事業の生産物の中から受け入れること。

エ 自己の事業の生産物の 5 割以上を、既存工場における事業の原材料として納入すること。

(2) 開発区域は、原則として既存工場に隣接する土地であること。

(3) 予定建築物等は、関連事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物とする。

(法第 34 条第 9 号の審査基準)

第 9 条 法第 34 条第 9 号の審査基準（休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア））は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員 12 メートル以上の市町村道（国道又は県道と交差又は接続する箇所から 12 メートル以上の幅員が連続する区間に限る。）（以下「対象道路」という。）に 6 メートル以上接していること。なお、対象道路（高速自動車国道を除く。）に市町村道である側道が存する場合であって、対象道路の通行車両が当該側道を経由して開発区域に出入り可能な道路構造である場合には、当該側道を対象道路とみなす。

(2) 予定建築物の敷地面積は、1,000 平方メートル以上であること。

(3) 予定建築物等は次のいずれかに該当するものであること。

ア ドライブイン（自動車運転者及び同乗者に飲食物を提供し、休憩させるための飲食店であって宿泊施設を併設しないものをいう。）

イ コンビニエンスストア（主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所であって、延べ床面積が 225 平方メートル以下で、終日又は長時間営業を行うものをいう。）

(4) 予定建築物の規模に応じて、複数の大型車（トラック、バス等）を含む適当

な台数の駐車場を設けていること。

第10条 法第34条第9号の審査基準（給油所）は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と交差又は接続する幅員12メートル以上の市町村道（国道又は県道と交差又は接続する箇所から12メートル以上の幅員が連続する区間に限る。）（以下「対象道路」という。）に6メートル以上接していること。なお、対象道路（高速自動車国道を除く。）に市町村道である側道が存する場合であって対象道路の通行車両が当該側道を経由して開発区域に出入り可能な道路構造である場合には、当該側道を対象道路とみなす。

(2) 予定建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上であること。

(3) 予定建築物等は、対象道路を通行する車両に揮発油、軽油、液化ガス等の燃料を給油充填等するための施設（以下「給油所等」という。）である建築物又は第一種特定工作物とする。なお、次に掲げる施設を併設できることとする。ただし、当該施設が建築物であるときは、給油所等である建築物（キャノピー以外のもの）と同一棟であるものに限る。

ア 自動車の点検・整備を行う作業場

イ 洗車場

（法第34条第13号の審査基準）

第11条 法第34条第13号の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為を行う者は、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前から当該市街化調整区域内に、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利（借地権又は地上権）を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して6月以内に、省令第28条に定める事項を市長に届け出た者又はその者の一般承継人とする。

(2) 開発区域は、前号に規定する届出に係る土地であること。

(3) 予定建築物等は、第1号に規定する届出をした者が、届出の内容に従って自己の居住若しくは業務の用に供する建築物又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物とする。

(4) 開発行為の完了時期については、区域区分日から起算して5年以内に開発行為が完了すること。

（法第34条の2第1項の審査基準）

第12条 法第34条の2第1項の協議は、法第33条、第34条に適合している場合に成立するものとする。

（法第42条の審査基準）

第13条 法第42条の審査基準は、次のとおりとする。

市街化調整区域における法第42条第1項ただし書の許可又は第2項の協議は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 許可申請等に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合

(2) 許可申請等が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合

(3) 許可申請等に係る建築物又は第一種特定工作物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物又は第一種特定工作物である場合

(4) 開発行為に関する工事の完了後 20 年を経過している場合又は開発行為に関する工事の完了後 5 年を経過し、予定建築物等の使用者（予定建築物等が存在しないときは開発許可を受けた者）が次のアに掲げるいずれかに該当する場合に行うものであって、許可申請等に係る建築物又は第一種特定工作物が次のイのいずれかに該当する場合

ア 予定建築物等の使用者に係る事由

(ア) 破産した場合

(イ) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合

(ウ) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

イ 許可申請等に係る建築物又は第一種特定工作物

(ア) 次の表の左欄に掲げる建築物に対応する右欄に掲げる建築物

予定建築物	許可申請等に係る建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）

(イ) 建築基準法別表第 2（ろ）項に掲げる建築物（開発区域が条例第 5 条第 1 項第 2 号アに規定する既存の集落内に存する場合に限る。）

(ウ) 開発区域周辺に存する建築物等の用途及び周辺の土地利用の状況並びに市が策定した土地利用に関する計画を勘案して、開発区域及びその周辺の地域の環境の保全上支障がないと認められる建築物又は第一種特定工作物

（条例第 5 条第 1 項第 1 号の審査基準）

第 14 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号の審査基準（工場）は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、別に告示した次のいずれかの区域内の土地であること。

ア 主な地番が本庄市新井字川原 600 番 1 である面積 28.1 ヘクタールの区域

イ 主な地番が本庄市共栄字北共和 141 番である面積 12.9 ヘクタールの区域

(2) 予定建築物の用途は、日本標準産業分類における製造業に分類される業種である工場であること。

第 15 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号の審査基準（倉庫又は自動車ターミナル）は、次のとおりとする。

(1) 開発区域は、別に告示した本庄市西富田地内の一般国道 462 号線西側沿道 0.7 キロメートルに接する土地であること。

(2) 予定建築物の用途は、倉庫又は自動車ターミナルであること。

(3) 主たる建築物の壁面は、隣地境界から次の距離をおくこと。

ア 開発区域の面積が、9,000 平方メートル以上の場合は 5 メートル以上

イ 開発区域の面積が、2,000 平方メートル以上 9,000 平方メートル未満の場合は 2.5 メートル以上

ウ 開発区域の面積が、2,000 平方メートル未満の場合は 1.5 メートル以上

(4) 開発区域の主たる出入口（幅員は 6 メートル以上 12 メートル以下でなければならない。以下同じ。）は、第 1 号に規定する道路に面して設けること。ただし、開発区域が当該道路とその他の道路（幅員は 6 メートル以上でなければならない。以下同じ。）とからなる街区の角にある場合で、主たる出入口をその他の道路に面して設けることとしても、当該道路の交通上支障がないときは、この限りでない。

(条例第5条第1項第2号アの審査基準)

第16条 条例第5条第1項第2号アの審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であること。

(2) 開発区域は、既存の集落内に存する土地であって、次のいずれにも該当するものであること。

ア 開発行為を行う者、その3親等以内の親族又は開発行為を行う者の直系尊属が区域区分日前に所有していた土地

イ 開発行為を行う者又はその3親等以内の親族が現在所有している土地

(3) 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅又は自己の居住の用に供する併用住宅（建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げる併用住宅に限る。以下「併用住宅」という。）であること。

(条例第5条第1項第2号イの審査基準)

第17条 条例第5条第1項第2号イの審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であって、次のいずれにも該当するものであること。

ア 20年以上前に本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に3親等以内の親族が居住していた者

イ 現在、本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に居住する3親等以内の親族を有する者

(2) 開発区域は、既存の集落に存する土地であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 開発行為を行う者が所有している土地

イ 開発行為を行う者の3親等以内の親族が所有している土地

(3) 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅又は自己の居住の用に供する併用住宅であること。

(条例第5条第1項第2号ウの審査基準)

第18条 条例第5条第1項第2号ウの審査基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であって、次のいずれにも該当するものであること。

ア 区域区分日前に本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に3親等以内の親族又は直系尊属が居住していた者

イ 現在、本庄市又は本庄市に隣接する市町村の市街化調整区域に居住する3親等以内の親族を有する者

(2) 開発区域は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 開発行為を行う者、その3親等以内の親族又は開発行為を行う者の直系尊属が区域区分日前に所有しており、現在、開発行為を行う者又は自己の3親等以内の親族が所有している土地

イ 開発行為を行う者、その3親等以内の親族又は開発行為を行う者の直系尊属が区域区分日前に所有していた土地との交換により取得した土地で、現在、開発行為を行う者又は自己の3親等以内の親族が所有している土地

(3) 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅又は自己の居住の用に供する併用住宅であること。

(条例第5条第1項第2号エの審査基準)

第19条 条例第5条第1項第2号エの審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者で、区域区分日前に本庄市の市街化調整区域に3親等以内の親族又は直系尊属が居住しており、現在、当該市街化調整区域に3親等以内の親族が居住しているものであること。
- (2) 開発区域は、区域区分日前から存する自己の3親等以内の親族の自己用住宅の敷地内とする。
- (3) 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅又は自己の居住の用に供する併用住宅であること。

(条例第5条第1項第3号の審査基準)

第20条 条例第5条第1項第3号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為を行う者は、現在の居住地において20年以上居住している者であること。
- (2) 開発区域は、開発行為を行う者が現に居住する土地又は当該土地からおおむね50メートル以内に存する土地であること。
- (3) 予定建築物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 自己の業務の用に供する工場（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号に掲げるものを除く。）で、その延べ床面積が100平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）
 - イ 自己の業務の用に供する事務所で、その延べ床面積が100平方メートル以内のもの

(条例第5条第1項第4号の審査基準)

第21条 条例第5条第1項第4号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為を行う者は、自己の所有する建築物の敷地の一部又は全部において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業又は他の法律によって土地を収用することができる事業が施行され、当該建築物を移転又は除却する者であり、かつ、この事業による土地の取得等に関する契約の日から原則として1年以内（やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）に開発行為に係る許可申請を行う者であること。
- (2) 開発区域の規模は従前と著しく異ならないものであり、従前に代わる施設と認められる範囲であること。
- (3) 予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 予定建築物の用途は、移転に係る建築物と同一であること。
 - イ 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。
 - ウ 予定建築物は、市の都市計画の実現に支障をきたさないものであること。
- (4) 従前の建築物が2つの用途を兼ねるものであるときは、一方の用途に係る建築物を移し、他方の用途に係る建築物を従前の敷地の残地に建築することができるものとする。
- (5) 従前の敷地が他の都道府県である等遠隔地からの収用移転については、遠隔地に立地する必要性を勘案した上で適切と認められる場合に限る。

(条例第5条第1項第7号の審査基準)

第22条 条例第5条第1項第7号に規定する集会施設は、本庄市の市街化調整区域に居住している者で構成する自治会、市内会等の団体が、地域的な共同活動を行うために必要な集会所とする。

(条例第5条第1項第8号の審査基準)

第23条 条例第5条第1項第8号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 現に存する建築物は、自己の居住又は業務の用に供する建築物であること。
- (2) 開発区域は、既存の建築物の敷地を全て含むこと。
- (3) 予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 予定建築物の用途は、既存の建築物と同一であること。
 - イ 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。
- (4) 法第34条第1号による許可を受けた建築物の敷地を拡張するときの拡張後の敷地面積は1,000平方メートル未満とする。
- (5) 既存の建築物の敷地内において処置できないやむを得ない理由があること。

(政令第36条第1項第3号イの審査基準)

第24条 政令第36条第1項第3号イに規定する建築物又は第一種特定工作物の審査基準については、法第34条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号及び第9号に規定する建築物又は第一種特定工作物に係るそれぞれの審査基準を準用する。この場合において、それぞれの審査基準中「開発区域」とあるのは「建築物等の敷地」と、「予定建築物」とあるのは「建築物」と、「予定建築物等」とあるのは「建築物等」と読み替えるものとする。

(政令第36条第1項第3号ニの審査基準)

第25条 政令第36条第1項第3号ニに規定する建築物又は第一種特定工作物の審査基準については、法第34条第13号に規定する建築物又は第一種特定工作物に係る審査基準を準用する。この場合において、「開発行為」とあるのは「建築又は建設」と、「開発区域」とあるのは「建築物等の敷地」と、「予定建築物等」とあるのは「建築物等」と読み替えるものとする。

(条例第6条第1号の審査基準)

第26条 条例第6条第1号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の用途は、新築する建築物が条例第5条第1項第1号に規定するもの又は建築物の改築若しくは用途の変更をする場合で、当該改築若しくは用途の変更後の建築物が条例第5条第1項第1号に規定するものであること。
- (2) 当該建築物の審査基準については、条例第5条第1項第1号の規定に係る審査基準を準用する。この場合において、当該審査基準中「開発区域」とあるのは「建築物の敷地」と、「予定建築物」とあるのは「建築行為」と読み替えるものとする。

(条例第6条第2号の審査基準)

第27条 条例第6条第2号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物等の用途は、新築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物が条例第5条第1項第2号アからウまで及び条例第5条第1項第3号から第7号までに規定するもの又は建築物の改築若しくは用途の変更をする場合で、当該改築若しくは用途の変更後の建築物が条例第5条第1項第2号アからウまで及び条例第5条第1項第3号から第7号までに規定するものであること。
- (2) 当該建築物等の審査基準については、条例第5条第1項第2号アからウまで及び条例第5条第1項第3号から第7号までの規定に係るそれぞれの審査基準（土地の面積に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、それぞれの審査基準中「開発行為」とあるのは「建築行為」と、「開発区域」とあるのは「建築物等の敷地」と、「予定建築物」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。

(条例第6条第3号の審査基準)

第28条 条例第6条第3号の審査基準(墓地)は、次のとおりとする。

(1) 建築を行う者は、次のいずれかの者であること。

ア 1ヘクタール未満の墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地に限る。)を設置し、管理運営している者

イ 墓地の設置について必要な他法令の許認可等が得られる見込みがあり、当該墓地を管理運営する予定の者

(2) 建築物の用途は、事務室、休憩室、物置又は便所(以下これらの施設を「管理施設」という。)であること。

(3) 管理施設を建築する敷地は、墓地の区域内であること。

(4) 管理施設の延べ床面積は、100平方メートル以内であって、墓地を管理するために必要最小限の規模とする。

第29条 条例第6条第3号の審査基準(運動・レジャー施設)は、次のとおりとする。

(1) 建築を行う者は、次のいずれかの者であること。

ア 1ヘクタール未満の運動・レジャー施設である工作物を設置し、管理運営している者

イ 1ヘクタール未満の運動・レジャー施設である工作物を設置し、管理運営する予定の者

(2) 建築物の用途は、運動・レジャー施設を管理運営する上で必要と認められるものであること。

(条例第6条第4号の審査基準)

第30条 条例第6条第4号の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 対象となる建築行為は、次のいずれかに該当する現に存する建築物の敷地と同一の敷地において、建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「用途の変更等」という。)を行うこととする。

ア 建築後20年を経過しているもの

イ 建築後5年を経過し、現在の使用者に次のいずれかの事情が存するもの

(ア) 破産

(イ) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされたこと。

(ウ) 事業経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となったこと。

(2) 用途の変更等に係る建築物は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 現に存する建築物と同一の用途の建築物

イ 次の表の「現に存する建築物の欄」に掲げる建築物に対応する同表の「用途が類似する建築物の欄」に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅(他の用途を兼ねるもの)	住宅(他の用途を兼ねないもの)
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法上の概念でいう建築物の用途が異なる建築物(外形上の用途は従前と同一であるが、その使用目的を異にするもの。)
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	

ウ 建築基準法別表第2（ろ）の項に掲げる建築物（現に存する建築物が既存の集落内に存する場合に限る。）

（省令第24条第5号の審査基準）

第31条 省令第24条第5号の審査基準は、次のとおりとする。

（1）避難上支障がない場合とは、次のア及びイに該当する場合とする。

ア 道路配置計画が次の事項のいずれかに該当すること。

（ア）袋路状道路の終端が、避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続し、かつ、その公共施設が他の道路に接続しているもの

（イ）袋路状道路の終端が、将来計画されている公園等災害時に避難することが可能な公共施設に接続することが予定され、その公共施設が整備事業に着手され、かつ、他の道路に接続する予定のもの

（ウ）開発区域及び周辺地域の地形並びに道路配置状況等により、（ア）及び（イ）とすることが困難な場合であって、袋路状道路の幅員が6メートル以上で、延長が35メートル以下のもの

イ 袋路状道路の終端に接続する避難用通路を新たに計画する場合は、道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅員（2.0m以上）、構造で設計されていること。

（2）車両の通行上支障がない場合とは、次の全てに適合するように設計されている場合をいう。

ア 袋路状道路の延長は、おおむね60メートル以内であること。

イ 袋路状道路の幅員が6メートル未満であり延長が35メートルを超える場合は、袋路状道路の終端部及び35メートル以内ごとに、「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準の一部改正について」（平成14年4月1日付、建指第2号埼玉県県土整備部長）における「令第144条の4第1項第1号ハによる自動車転回広場の基準」に基づく自動車の転回広場が設けられていること。

（省令第24条第6号の審査基準）

第32条 省令第24条第6号の審査基準は、次のとおりとする。

＜隅切りの長さの基準＞

交差角度・曲がり角度	長さ
120度以上135度未満	2.0メートル以上
60度以上120度未満	3.0メートル以上
60度未満	4.0メートル以上

（省令第22条の審査基準）

第33条 省令第22条の審査基準は、次のとおりとする。

（1）計画最大雨水量は、合理式により算出されていることとし、降雨強度はタルボット式により設計することとする。

合理式 $Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$

Q：計画最大雨水量（ m^3 ／秒）

C：流出係数

I：降雨強度（mm／時）

A：集水面積（ヘクタール）

タルボット式 $I = a / (t + b)$

I：降雨強度（mm／時）

a：定数（本庄市の場合は4620とする。）

b：定数（本庄市の場合は21とする。）

t：流達時間（分）

- (2) 汚水の排水計画は、本庄市の公共下水道計画に従って設計がされていることとする。

（政令第26条第2号の審査基準）

第34条 政令第26条第2号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 公共水域への接続箇所の構造については、排水施設が放流先の河川、水路等と接続する箇所は、護岸施設及び河床等、既存の施設の機能を損なわない構造であること。

- (2) 政令第26条第2号に規定する「その他の排水施設」として浸透施設を設け、雨水の浸透処理を行う場合は、次に掲げる基準に適合するように設計されていなければならない。

ア 開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により公共水域に排水施設を接続することが困難と認められる場合であること。

イ 浸透施設の設置場所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条で指定された急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条で指定された地すべり防止区域でないこと。

ウ 浸透施設は、雨水を地下に浸透させることにより、法面、擁壁等の安全性が損なわれるおそれがなく、かつ、周辺の居住及び自然環境を害するおそれがないよう設計されていること。また、大雨等においても浸透機能を有するものであること。

エ 浸透施設の規模は開発区域における流出係数を考慮した上で、降雨強度が1時間当たり57ミリメートルの雨水を浸透させることが可能なものであること。

オ 道路の雨水排水については、当該浸透施設に接続しないこと。

- (3) 政令第26条第2号に規定する「その他の適当な施設」として浸透施設を設け、雨水の浸透処理を行う場合は、次に掲げる基準に適合するように設計されていなければならない。

ア 前号イ及びウに適合すること。

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合に設置する浸透施設は、降雨強度が1時間当たり13.4ミリメートルの雨水を浸透させることが可能なものであること。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、開発区域の面積が300平方メートル以上の場合については、1時間当たり4.02立方メートルの雨水を浸透させることが可能なものであること。

ウ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合に設置する浸透施設は、降雨強度が18.9ミリメートルの雨水を浸透させることが可能なものであること。

エ 開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合は、開発区域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設を設けること。

（省令第27条の審査基準）

第35条 省令第27条の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練石積み造のものとしなければならない。

- (2) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算は、宅地造

成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 9 条の規定を準用する。また、間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、同令第 10 条の規定を準用する。

（3） 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 17 条に基づき国土交通大臣が認定した擁壁を用いる場合は、認定条件（適用土質、必要地耐力等）に適合することを確認すること。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本庄市開発行為等許可審査基準（平成 15 年本庄市告示第 88 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 5 月 18 日告示第 319 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 30 日告示第 264 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日告示第 296 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 12 日告示第 2 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 118 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 10 日告示第 27 号）

この告示は、公示の日から施行する。

Ⅱ．雨水流出抑制施設設計指針

1． 目 的

本指針は、本庄市開発行為等許可審査基準に基づき、開発許可申請及び建築許可申請における雨水流出抑制施設の計画、設計に係る技術的事項を記載したものです。

2． 適用範囲

本指針は、区域面積が1ヘクタール未満の開発行為及び建築行為に適用します。ただし、開発許可及び土地区画整理事業等により既に雨水調整池を設けてある区域については適用しません。なお、1ヘクタール以上の開発行為については、埼玉県の「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が適用されます。

3． 施設規模の決定手順

道路側溝、水路等の放流先がある場合には、区域面積に応じて1ヘクタール当たり500m³又は250m³の洪水調整のための貯留施設（調整池）と同等の調整効果となる必要浸透強度を設定し、それを満足する浸透型の流出抑制施設の規模を決定します。

また、放流先が無い場合には、5年確率の降雨強度の雨水の全量を浸透できるよう必要浸透強度を設定し、それを満足する浸透型の流出抑制施設の規模を決定します。

3.1 対策量

- (1) 道路側溝、排水路等の放流先が有る場合の対策量については、区域面積が1000m²未満の場合は1ヘクタール当たり250m³の貯留施設（調整池）と同等の調整効果が見込まれる浸透強度である13.4mm/hr、区域面積が1000m²以上の場合は1ヘクタール当たり500m³の貯留施設（調整池）と同等の調整効果が見込まれる浸透強度である18.9mm/hrを必要浸透強度（F_c）とします。

面積別必要浸透強度

区域の面積	必要浸透強度（F _c ）
1000m ² 未満	13.4mm/hr
1000m ² 以上	18.9mm/hr

なお、宅地分譲及び分譲住宅ための開発行為については、それぞれの敷地毎に、その敷地の面積に応じた浸透施設を設置して頂くこととします。

- (2) 放流先が無い場合の対策量については、5年確率の降雨強度の雨水の浸透に対応できる浸透強度である57mm/hr×総括流出係数を必要浸透強度（F_c）とします。総括流出係数は、次の表の工種別基礎流出係数から排水区域全体を加重平均し算出します。

工種別基礎流出係数

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋根	0.85～0.95	間地（空地）	0.1～0.3
アスファルト舗装	0.9	緑地・芝生	0.05～0.25
その他の不透水面	0.75～0.85	透水性舗装	1.0
水面	1.00	(浸透施設として計算するため)	

※ 原則として中間値を用いるものとします。

ただし、開発計画の実情に合わせた具体的な数値が確認できる場合は、上表の範囲内で当該数値を用いることができます。

- (3) 自己居住用住宅のための開発行為及び建築行為の場合で、敷地の面積が300㎡を超える場合の対策量は、面積にかかわらず4.02m³/hr^{注1}の雨水を浸透できれば良いこととします。

注1 開発区域の面積が300㎡、必要浸透強度が13.4mm/hrの場合に算出される浸透量。

- (4) 敷地拡張の場合又は建築行為のみの場合で、既存の敷地面積が大きく区域全体での対策が困難な場合には、暫定措置として、敷地拡張の場合には敷地を拡張する部分の面積、建築行為のみの場合には新たに建築する部分の屋根面積を対象に必要な浸透強度を（57mm/hr×総括流出係数）として計画しても良いこととします。この場合には、対象とする部分以外の雨水についても新たに設置する浸透施設に流入するように計画しても良いこととします。

3.2 単位設計浸透量

単位設計浸透量とは、単位施設規模（浸透施設1m、1個あるいは1㎡）当たりの設計浸透量であり、次式で算定します。

$$Q = C \times k_0 \times K_f$$

ここで、Q：単位設計浸透量（m³/hr）

C：影響係数（0.9）

k₀：飽和透水係数（m/hr）

K_f：比浸透量（m²）

(1) 影響係数

影響係数とは、浸透量の低下を考慮する際の安全係数であり、主要な因子は、地下水位、目詰まり、前期降雨、注入水温などがあります。ただし、地下水位は飽和浸透係数の決定時に考慮されており、また前期降雨および注入水温は浸透量との明確な関係が確認されないことから、これらに関する補正は行わないこととします。なお、目詰まりは長期間にわたる浸透の実績が少ないことや計画の安全を考慮して10パーセントの浸透量の低下を見込み、影響係数を0.9とします。

(2) 飽和透水係数

飽和透水係数は、現場透水実験により飽和透水係数を決定することを原則とします。現場透水実験によらない場合の飽和透水係数は $(1.5 \times 10^{-3} \text{ cm/sec})$ とします。また、浸透施設を砂礫層（日本統一土質分類土質名：礫、粗礫、中礫、細礫、砂礫に限る）まで到達して設置した場合の飽和透水係数は $(7.5 \times 10^{-3} \text{ cm/sec})$ とします。透水性舗装の場合は、締め固め土の上に施工することになるため飽和透水係数は $(0.075 \times 10^{-3} \text{ cm/sec})$ とします。

なお、単位を cm/sec から m/hr に変換すると次のようになります。

$$1.5 \times 10^{-3} \text{ cm/sec} = 0.054 \text{ m/hr}$$

$$7.5 \times 10^{-3} \text{ cm/sec} = 0.27 \text{ m/hr}$$

$$0.075 \times 10^{-3} = 0.0027 \text{ m/hr}$$

(3) 比浸透量

比浸透量とは、浸透施設からの浸透量を飽和透水係数で割った値であり、地盤の特性にさほど関係しません。したがって、比浸透量は施設の形状と湛水深により決定されます。ここで、各種浸透施設の比浸透量の算定式は表1に示します。

各種浸透施設の単位設計浸透量の計算結果が表2（1）から（6）にまとめてありますので参考にしてください。

なお、各浸透施設の単位設計浸透量には、空隙による雨水貯留量（単粒度碎石（3号・4号・5号）を使用した場合の体積の40%）を加算することができます。（表2（1）の下表の浸透側溝、浸透トレンチ及び表2（6）の透水性舗装については、空隙貯留量を加算して計算してあります。その他の施設については、掘削深さが深くなるので勾配をつけて掘削する必要があるため、その形状に合わせて施設の空隙貯留量を算出して加算してください。）

3.3 設計浸透強度の算定

各種浸透施設の数量と単位設計浸透量から次式により設計浸透強度が算定されます。算定された設計浸透強度（ f_c ）が必要浸透強度（ F_c ）よりも大きければ、必要浸透強度を満足する浸透施設の規模及び数量であるということになります。

$$f_c = \frac{L \times Q_t + M \times Q_m + S \times Q_h}{A \times 10}$$

ここで、 f_c ：設計浸透強度（ mm/hr ）

L ：浸透側溝及び浸透トレンチの長さ（ m ）

M ：浸透ますの個数（個）

S ：透水性舗装面積（ m^2 ）

Q_t ：浸透側溝及び浸透トレンチの単位設計浸透量（ $\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}$ ）

Q_m ：浸透ます・空隙貯留浸透施設の単位設計浸透量（ $\text{m}^3/\text{hr}/\text{個}$ ）

Q_h ：透水性舗装の単位設計浸透量（ $\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}^2$ ）

A : 区域面積 (ha)

表 1 (1) 各種浸透施設の比浸透量 [Kf 値 (m³)] 算定式

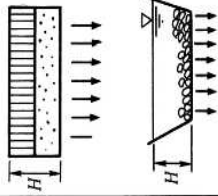
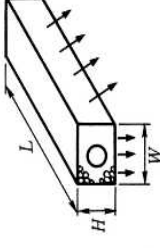
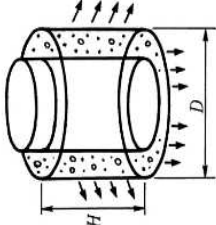
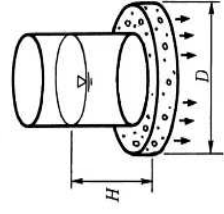
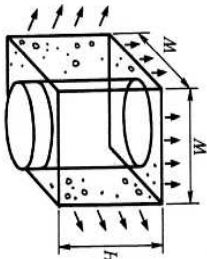
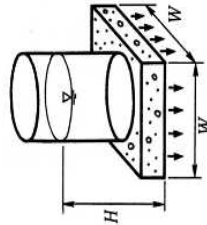
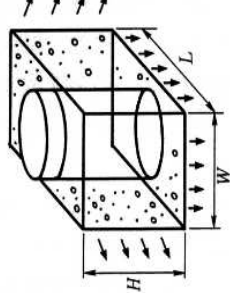
施設	透水性舗装 (浸透池)	浸透側溝および浸透トレンチ	円筒	ます	底面
浸透面	底面	側面および底面	側面および底面		
模式図					
算定式の 適用範囲 の目安	設計水頭 施設規模	約1.5m 浸透池は底面積が 約400m²以上	約1.5m 0.2m ≤ 直径 ≤ 1m 1m < 直径 < 約10m	約1.5m 0.3m ≤ 直径 ≤ 1m 1m < 直径 < 約10m	
	基本式	$K = aH + b$ H : 設計水頭 (m)	$K = aH^2 + bH + c$ H : 設計水頭 (m) D : 施設直径 (m)	$K = aH + b$ H : 設計水頭 (m) D : 施設直径 (m)	
係数	a	0.014	3.093	6.244D + 2.853	1.497D - 0.100
	b	1.287	1.34W + 0.677	0.93D² + 1.606D - 0.773	0.924D² + 0.993D - 0.087
	c	—	—	2.570D - 0.188	—
側考	比浸透量は単位面積当たりの値、底面積の広い砕石空隙貯留浸透施設も適用可能				

表 1 (2) 各種浸透施設の比浸透量 [Kf 値 (m³)] 算定式

施設	正 方 形 ま す					矩形のます
浸 透 面	側面および底面		底 面		側面および底面	
模 式 図						
算定式の適用範囲の目安	約1.5m					約1.5m
	幅 ≤ 1m	1m < 幅 ≤ 10m	10m < 幅 < 80m	幅 ≤ 1m	10m < 幅 ≤ 10m	延長約200m、幅約4m
基 本 式	$K = aH^2 + bH + c$ H : 設計水頭(m) W : 施設幅(m)					$K = aH + b$ H : 設計水頭(m) L : 施設延長(m) W : 施設幅(m)
	a	$0.120 W + 0.985$	$-0.453 W^2 + 8.289 W + 0.753$	$0.747 W + 21.355$	$1.676 W - 0.137$	$-0.204 W^2 + 3.166 W - 1.936$
	b	$7.837 W + 0.82$	$1.458 W^2 + 1.27 W + 0.362$	$1.263 W^2 + 4.295 W - 7.649$	$1.496 W^2 + 0.671 W - 0.015$	$1.345 W^2 + 0.736 W + 0.251$
	c	$2.858 W - 0.283$	—	—	—	—
係 数						$3.297 L + (1.971 W + 4.663)$ $(1.401 W + 0.684) L + (1.214 W - 0.834)$
備 考						—
	砕石空隙貯留浸透施設に適用可能 砕石空隙貯留浸透施設に適用可能 砕石空隙貯留浸透施設に適用可能					砕石空隙貯留浸透施設に適用可能

4. 施設規模の計算例（1）

① 条件

開発規模： $A = 0.3$ ヘクタール

予定建築物： 店舗

放流先の有無： 有

必要設計浸透量： $F_c = 18.9 \text{ mm/hr}$

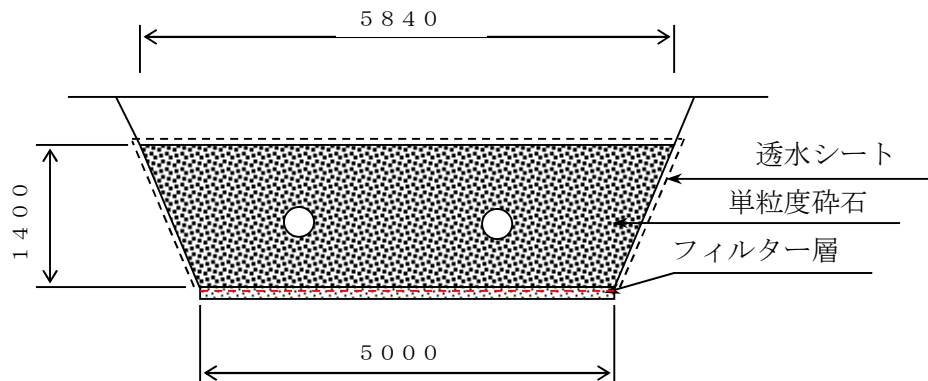
飽和透水係数： $k_0 = 1.5 \times 10^{-3} \text{ cm/sec}$

砕石： 単粒度4号砕石（空隙率40%）

② 設置する浸透施設

矩形ます（1箇所）：幅×長さ×高さ＝5 m×20 m×1.4 m

（断面図）



③ 単位設計浸透量の決定

矩形ます1箇所当たりの単位浸透量(Q)は、表2(4)より $13.20 \text{ m}^3/\text{hr}$ となる。

また、空隙貯留量は、

$$(5 \text{ m} + 5.84 \text{ m}) / 2 \times 1.4 \text{ m} \times 20 \text{ m} \times 0.40 \text{ (空隙率)} = 60.70 \text{ m}^3$$

よって、単位設計浸透量($Q_m = Q + \text{空隙貯留量}$)は、

$$13.20 \text{ m}^3/\text{hr} + 60.70 \text{ m}^3/\text{hr} = 73.90 \text{ m}^3/\text{hr}$$

④ 設計浸透強度の計算

個数(M 基設置)

$$f_c = \frac{L \times Q_t + M \times Q_m + S \times Q_h}{A \times 10} = \frac{M \times Q_m}{A \times 10} = \frac{1 \times 73.90}{0.3 \times 10} = 24.63 \text{ (mm/hr)}$$

⑤ 必要浸透強度の確認

必要浸透強度 F_c は、条件より 18.9 mm/hr であり、

設計浸透強度 f_c は、④より 24.63 mm/hr である。

したがって、

$$F_c \leq f_c$$

であり、対策量を満足する施設規模である。

5. 施設規模の計算例（2）

① 条件

開発規模： 300 m²以上

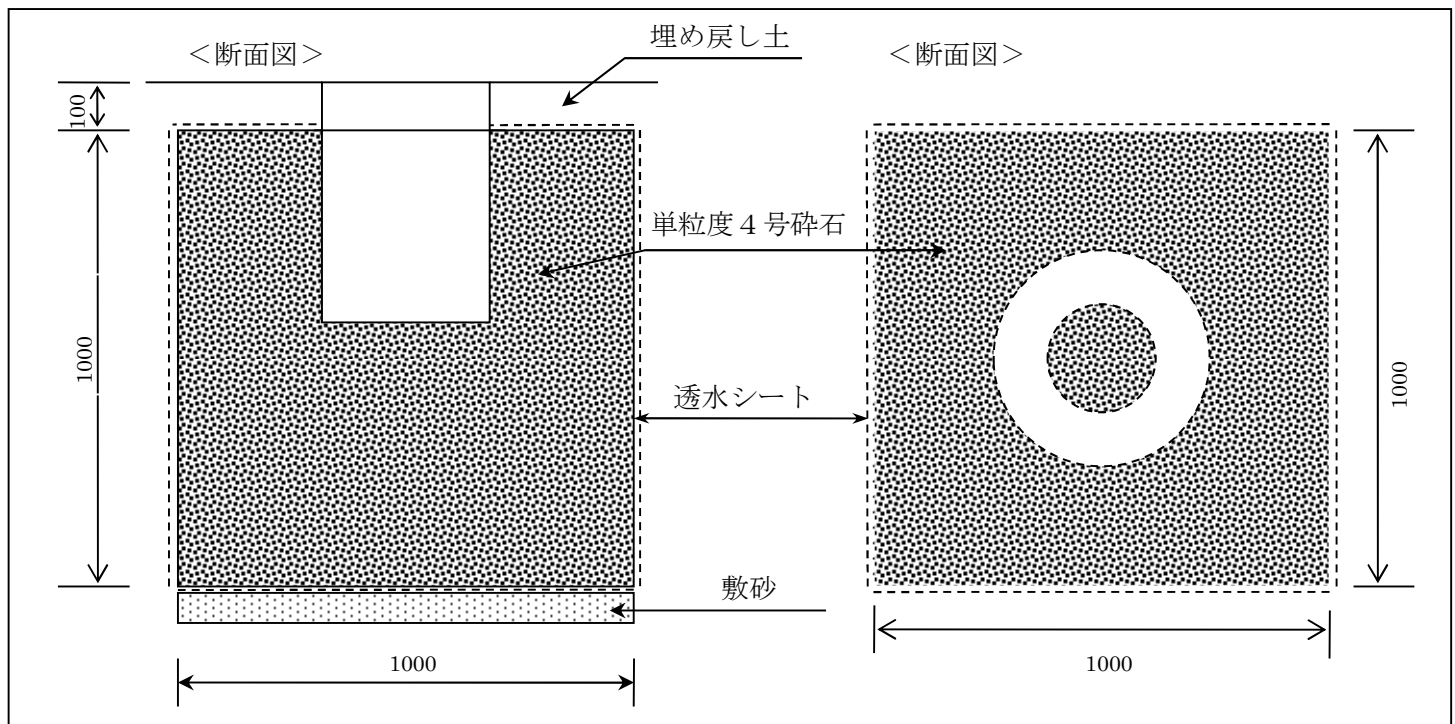
予定建築物： 自己居住用住宅

必要設計浸透量： $F_c = 4.02 \text{ m}^3/\text{hr}$

砕石： 単粒度4号砕石（空隙率40%）

② 設置する浸透施設

正方形ます（5箇所）：幅×幅×設計水頭 = 1 m × 1 m × 1 m



③ 単位設計浸透量の決定

正方形ます1箇所当たりの単位浸透量(Q)は、表2(2)より $0.6 \text{ m}^3/\text{hr}$ となる。

また、空隙貯留量は、

$$1 \text{ m} \times 1 \text{ m} \times 1 \text{ m} \times 0.40 \text{ (空隙率)} = 0.40 \text{ m}^3/\text{hr}$$

よって、単位設計浸透量($Q_m = Q + \text{空隙貯留量}$)は、

$$0.6 \text{ m}^3/\text{hr} + 0.4 \text{ m}^3/\text{hr} = 1.0 \text{ m}^3/\text{hr}$$

$$f_c = 1.0 \text{ m}^3/\text{hr} \times 5 \text{ 箇所} = 5.0 \text{ m}^3/\text{hr}$$

④ 必要浸透強度の確認

必要浸透強度 F_c は、条件より $4.02 \text{ m}^3/\text{hr}$ であり、

設計浸透強度 f_c は、③より $5.0 \text{ m}^3/\text{hr}$ である。

したがって、

$$F_c \leq f_c$$

で、対策量を満足する施設規模である。

単位設計浸透量早見表（空隙加算なし）

表2(1) 浸透側溝、浸透トレンチの単位設計浸透量（空隙加算なし）

※下記表の値に空隙率を加算してご利用ください。

浸透面：側面及び底面

飽和透水係数：0.0015 cm/sec=0.054 m/hr

影響係数：0.9

単位：m³/hr/m

設計水頭 (m)	施設幅W (m)											
	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
0.4	0.12	0.12	0.13	0.14	0.14	0.15	0.16	0.16	0.17	0.18	0.18	0.19
0.5	0.13	0.14	0.15	0.15	0.16	0.17	0.17	0.18	0.19	0.19	0.20	0.20
0.6	0.15	0.15	0.16	0.17	0.17	0.18	0.19	0.19	0.20	0.21	0.21	0.22
0.7	0.16	0.17	0.18	0.18	0.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.22	0.23	0.23
0.8	0.18	0.18	0.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25
0.9	0.19	0.20	0.21	0.21	0.22	0.23	0.23	0.24	0.25	0.25	0.26	0.27
1	0.21	0.21	0.22	0.23	0.23	0.24	0.25	0.25	0.26	0.27	0.27	0.28
1.1	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.26	0.26	0.27	0.28	0.28	0.29	0.30
1.2	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.27	0.28	0.28	0.29	0.30	0.30	0.31
1.3	0.25	0.26	0.27	0.27	0.28	0.29	0.29	0.30	0.31	0.31	0.32	0.33
1.4	0.27	0.28	0.28	0.29	0.29	0.30	0.31	0.31	0.32	0.33	0.33	0.34
1.5	0.28	0.29	0.30	0.30	0.31	0.32	0.32	0.33	0.34	0.34	0.35	0.36
1.6	0.30	0.31	0.31	0.32	0.32	0.33	0.34	0.34	0.35	0.36	0.36	0.37
1.7	0.31	0.32	0.33	0.33	0.34	0.35	0.35	0.36	0.37	0.37	0.38	0.39

表2(2) 正方形枠の単位設計浸透量（空隙加算なし）

※下記表の値に空隙率を加算してご利用ください。

浸透面：側面及び底面

飽和透水係数：0.0015 cm/sec=0.054 m/hr

影響係数：0.9

単位：m³/hr/個

設計水頭 (m)	施設幅W (m)										
	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.2	1.4	1.6	1.8	2
0.5	0.18	0.22	0.25	0.28	0.32	0.35	0.44	0.52	0.61	0.70	0.80
0.6	0.21	0.25	0.29	0.32	0.36	0.40	0.49	0.58	0.67	0.77	0.88
0.7	0.24	0.28	0.32	0.36	0.41	0.45	0.54	0.63	0.74	0.84	0.95
0.8	0.27	0.32	0.36	0.41	0.45	0.50	0.58	0.69	0.80	0.91	1.03
0.9	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.63	0.74	0.86	0.98	1.10
1	0.34	0.39	0.44	0.49	0.55	0.60	0.68	0.80	0.92	1.05	1.18
1.2	0.41	0.47	0.53	0.59	0.65	0.71	0.78	0.91	1.05	1.19	1.33
1.4	0.48	0.55	0.61	0.68	0.75	0.82	0.88	1.02	1.17	1.32	1.48
1.6	0.55	0.63	0.71	0.78	0.86	0.94	0.97	1.13	1.30	1.46	1.63
1.8	0.63	0.72	0.80	0.89	0.97	1.06	1.07	1.25	1.42	1.60	1.78
2	0.72	0.81	0.90	1.00	1.09	1.18	1.17	1.36	1.55	1.74	1.93
2.2	0.81	0.91	1.01	1.11	1.21	1.31	1.27	1.47	1.67	1.88	2.08
2.4	0.90	1.01	1.12	1.23	1.34	1.44	1.37	1.58	1.80	2.02	2.23
2.6	1.00	1.11	1.23	1.35	1.47	1.58	1.46	1.69	1.92	2.15	2.39

表2(3) 正方形枿の単位設計浸透量（浸透施設が礫層まで到達している場合：空隙加算なし）

※下記表の値に空隙率を加算してご利用ください。

浸透面：側面及び底面

飽和透水係数：0.0075 cm/sec=0.27 m/hr

影響係数：0.9

単位：m³/hr/個

設計水頭 (m)	施設幅W (m)										
	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.2	1.4	1.6	1.8	2
0.5	0.92	1.08	1.25	1.41	1.58	1.74	2.19	2.61	3.05	3.52	4.01
0.6	1.06	1.25	1.43	1.61	1.80	1.98	2.43	2.89	3.36	3.86	4.39
0.7	1.21	1.41	1.62	1.82	2.03	2.23	2.68	3.17	3.68	4.21	4.76
0.8	1.36	1.59	1.81	2.03	2.26	2.48	2.92	3.44	3.99	4.55	5.14
0.9	1.52	1.76	2.01	2.25	2.49	2.74	3.17	3.72	4.30	4.90	5.52
1	1.68	1.95	2.21	2.47	2.73	3.00	3.41	4.00	4.61	5.24	5.89
1.2	2.03	2.33	2.63	2.93	3.23	3.54	3.90	4.56	5.24	5.93	6.65
1.4	2.39	2.73	3.07	3.41	3.76	4.10	4.39	5.12	5.86	6.62	7.40
1.6	2.77	3.15	3.53	3.92	4.30	4.68	4.87	5.67	6.49	7.31	8.16
1.8	3.17	3.60	4.02	4.44	4.86	5.28	5.36	6.23	7.11	8.00	8.91
2	3.60	4.06	4.52	4.98	5.44	5.91	5.85	6.79	7.74	8.70	9.66
2.2	4.04	4.54	5.05	5.55	6.05	6.55	6.34	7.35	8.36	9.39	10.42
2.4	4.50	5.05	5.59	6.13	6.68	7.22	6.83	7.90	8.99	10.08	11.17
2.6	4.99	5.57	6.16	6.74	7.33	7.91	7.32	8.46	9.61	10.77	11.93

表2(4) 矩形枿の単位設計浸透量（空隙加算なし）

※下記表の値に空隙率を加算してご利用ください。

浸透面：側面及び底面

飽和透水係数：0.0015 cm/sec=0.054 m/hr

影響係数：0.9

単位：m³/hr/個

（施設幅 W = 3.0 m）

設計水頭 (m)	施設延長L (m)									
	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16
1	2.24	2.64	3.04	3.43	3.83	4.23	4.63	5.42	6.22	7.01
1.2	2.47	2.90	3.33	3.76	4.19	4.62	5.05	5.91	6.77	7.63
1.4	2.70	3.17	3.63	4.09	4.55	5.01	5.47	6.40	7.32	8.25
1.6	2.93	3.43	3.92	4.42	4.91	5.40	5.90	6.89	7.87	8.86
1.8	3.17	3.69	4.22	4.74	5.27	5.80	6.32	7.37	8.42	9.48
2	3.40	3.95	4.51	5.07	5.63	6.19	6.74	7.86	8.98	10.09
2.2	3.63	4.22	4.81	5.40	5.99	6.58	7.17	8.35	9.53	10.71
2.4	3.86	4.48	5.10	5.72	6.35	6.97	7.59	8.83	10.08	11.32
2.6	4.09	4.74	5.40	6.05	6.71	7.36	8.01	9.32	10.63	11.94
2.8	4.32	5.01	5.69	6.38	7.06	7.75	8.44	9.81	11.18	12.55
3	4.55	5.27	5.99	6.71	7.42	8.14	8.86	10.30	11.73	13.17

表 2(4) 矩形枠の単位設計浸透量（空際加算なし）のつづき

(施 設 幅 $W = 4.0$ m)

設計水頭 (m)	施設延長 L (m)									
	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18
1	3.13	3.60	4.07	4.53	5.00	5.46	6.40	7.33	8.26	9.19
1.2	3.42	3.91	4.41	4.91	5.41	5.91	6.90	7.90	8.89	9.89
1.4	3.70	4.23	4.76	5.29	5.82	6.35	7.41	8.47	9.53	10.59
1.6	3.98	4.54	5.10	5.67	6.23	6.79	7.91	9.04	10.16	11.29
1.8	4.26	4.86	5.45	6.05	6.64	7.23	8.42	9.61	10.80	11.99
2	4.55	5.17	5.80	6.42	7.05	7.68	8.93	10.18	11.43	12.68
2.2	4.83	5.49	6.14	6.80	7.46	8.12	9.43	10.75	12.07	13.38
2.4	5.11	5.80	6.49	7.18	7.87	8.56	9.94	11.32	12.70	14.08
2.6	5.39	6.11	6.84	7.56	8.28	9.00	10.45	11.89	13.34	14.78
2.8	5.67	6.43	7.18	7.94	8.69	9.45	10.95	12.46	13.97	15.48
3	5.96	6.74	7.53	8.32	9.10	9.89	11.46	13.03	14.61	16.18

(施 設 幅 $W = 5.0$ m)

設計水頭 (m)	施設延長 L (m)									
	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20
1	4.16	4.70	5.23	5.77	6.30	7.37	8.43	9.50	10.57	11.64
1.2	4.50	5.06	5.63	6.19	6.76	7.89	9.02	10.16	11.29	12.42
1.4	4.83	5.43	6.03	6.62	7.22	8.42	9.61	10.81	12.01	13.20
1.6	5.16	5.79	6.42	7.05	7.68	8.94	10.20	11.46	12.72	13.98
1.8	5.50	6.16	6.82	7.48	8.15	9.47	10.79	12.12	13.44	14.77
2	5.83	6.52	7.22	7.91	8.61	10.00	11.38	12.77	14.16	15.55
2.2	6.16	6.89	7.62	8.34	9.07	10.52	11.97	13.43	14.88	16.33
2.4	6.50	7.26	8.01	8.77	9.53	11.05	12.56	14.08	15.60	17.11
2.6	6.83	7.62	8.41	9.20	9.99	11.57	13.15	14.73	16.31	17.89
2.8	7.16	7.99	8.81	9.63	10.45	12.10	13.74	15.39	17.03	18.68
3	7.50	8.35	9.21	10.06	10.92	12.62	14.33	16.04	17.75	19.46

表2(5) 矩形枿の単位設計浸透量（浸透施設が礫層まで到達している場合：空隙加算なし）

※下記表の値に空隙率を加算してご利用ください。

浸透面：側面及び底面

飽和透水係数：0.0075 cm/sec=0.27 m/hr

影響係数：0.9

単位：m³/hr/個

(施設幅 W = 3.0 m)

設計水頭 (m)	施設延長 L (m)									
	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16
2	16.98	19.77	22.56	25.35	28.14	30.93	33.72	39.30	44.88	50.46
2.2	18.14	21.09	24.04	26.99	29.94	32.89	35.84	41.74	47.64	53.54
2.4	19.29	22.40	25.51	28.62	31.73	34.84	37.95	44.17	50.40	56.62
2.6	20.45	23.72	26.99	30.26	33.53	36.80	40.07	46.61	53.15	59.69
2.8	21.60	25.03	28.46	31.89	35.32	38.76	42.19	49.05	55.91	62.77
3	22.76	26.35	29.94	33.53	37.12	40.71	44.30	51.48	58.67	65.85
3.2	23.91	27.66	31.41	35.17	38.92	42.67	46.42	53.92	61.42	68.93
3.4	25.07	28.98	32.89	36.80	40.71	44.62	48.54	56.36	64.18	72.00
3.6	26.22	30.29	34.36	38.44	42.51	46.58	50.65	58.80	66.94	75.08
3.8	27.38	31.61	35.84	40.07	44.30	48.54	52.77	61.23	69.70	78.16
4	28.53	32.92	37.32	41.71	46.10	50.49	54.88	63.67	72.45	81.24

(施設幅 W = 4.0 m)

設計水頭 (m)	施設延長 L (m)									
	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18
2	22.73	25.86	28.99	32.12	35.25	38.38	44.64	50.90	57.16	63.42
2.2	24.14	27.43	30.72	34.01	37.30	40.59	47.17	53.75	60.33	66.92
2.4	25.55	29.00	32.45	35.90	39.35	42.80	49.70	56.61	63.51	70.41
2.6	26.96	30.57	34.18	37.79	41.40	45.01	52.24	59.46	66.68	73.90
2.8	28.37	32.14	35.91	39.68	43.46	47.23	54.77	62.31	69.85	77.40
3	29.78	33.71	37.64	41.58	45.51	49.44	57.30	65.17	73.03	80.89
3.2	31.19	35.28	39.38	43.47	47.56	51.65	59.83	68.02	76.20	84.39
3.4	32.60	36.86	41.11	45.36	49.61	53.86	62.37	70.87	79.38	87.88
3.6	34.01	38.43	42.84	47.25	51.66	56.08	64.90	73.72	82.55	91.37
3.8	35.43	40.00	44.57	49.14	53.72	58.29	67.43	76.58	85.72	94.87
4	36.84	41.57	46.30	51.03	55.77	60.50	69.97	79.43	88.90	98.36

(施設幅 W = 5.0 m)

設計水頭 (m)	施設延長 L (m)									
	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20
2	29.15	32.62	36.09	39.57	43.04	49.98	56.92	63.86	70.80	77.74
2.2	30.82	34.45	38.08	41.71	45.34	52.61	59.87	67.13	74.39	81.65
2.4	32.49	36.28	40.07	43.86	47.65	55.23	62.82	70.40	77.98	85.56
2.6	34.15	38.11	42.06	46.01	49.96	57.86	65.77	73.67	81.57	89.47
2.8	35.82	39.93	44.04	48.16	52.27	60.49	68.71	76.94	85.16	93.38
3	37.49	41.76	46.03	50.30	54.58	63.12	71.66	80.21	88.75	97.29
3.2	39.15	43.59	48.02	52.45	56.88	65.75	74.61	83.48	92.34	101.21
3.4	40.82	45.41	50.01	54.60	59.19	68.38	77.56	86.75	95.93	105.12
3.6	42.49	47.24	51.99	56.75	61.50	71.00	80.51	90.01	99.52	109.03
3.8	44.16	49.07	53.98	58.89	63.81	73.63	83.46	93.28	103.11	112.94
4	45.82	50.90	55.97	61.04	66.11	76.26	86.41	96.55	106.70	116.85

表 2 (6) 透水性舗装の単位設計浸透量 (Q_s : 空隙加算あり)

浸 透 面 : 底面

飽和透水係数 : 0.000075 cm/sec=0.0027 m/hr

影 響 係 数 : 0.9

単 位 : $\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}^2$

設計水頭 (m)	単位設計浸透量	単位空隙貯留量 (体積の 10%)	合 計 (単位 Q_s 値)
0.13	0.003	0.013	0.016
0.14	0.003	0.014	0.017
0.15	0.003	0.015	0.018
0.16	0.003	0.016	0.019
0.17	0.003	0.017	0.020
0.18	0.003	0.018	0.021
0.19	0.003	0.019	0.022
0.2	0.003	0.020	0.023
0.21	0.003	0.021	0.024
0.22	0.003	0.022	0.025
0.23	0.003	0.023	0.026
0.24	0.003	0.024	0.027
0.25	0.003	0.025	0.028
0.26	0.003	0.026	0.029
0.27	0.003	0.027	0.030
0.28	0.003	0.028	0.031
0.29	0.003	0.029	0.032
0.3	0.003	0.030	0.033
0.31	0.003	0.031	0.034
0.32	0.003	0.032	0.035
0.33	0.003	0.033	0.036
0.34	0.003	0.034	0.037
0.35	0.003	0.035	0.038
0.36	0.003	0.036	0.039
0.37	0.003	0.037	0.040
0.38	0.003	0.038	0.041
0.39	0.003	0.039	0.042
0.4	0.003	0.040	0.043
0.41	0.003	0.041	0.044
0.42	0.003	0.042	0.045
0.43	0.003	0.043	0.046
0.44	0.003	0.044	0.047
0.45	0.003	0.045	0.048
0.46	0.003	0.046	0.049
0.47	0.003	0.047	0.050
0.48	0.003	0.048	0.051
0.49	0.003	0.049	0.052
0.5	0.003	0.050	0.053

Ⅲ. 開発行為に関する事前協議と公共施設等の帰属

1. 開発行為に関する事前協議

開発許可の申請をしようとする場合（自己居住用は除く）には、事前協議申出書を市に提出後、関係部署（関係部署一覧表参照）と協議をしていただきます。協議終了後、事前協議報告書に協議した内容等を記載し、市に提出していただきます。

（１）公園・緑地について

宅地分譲、共同住宅等の開発行為で3,000㎡以上の場合は、開発区域の3%以上の公園、緑地又は広場の設置が義務づけられています。

ただし50,000㎡未満の場合であって、工場、店舗及び事務所等で一つの敷地で行う開発行為では、公園、緑地又は広場の設置は義務づけられておりません。

なお、以上の開発許可の基準とは別に、1,000㎡以上の敷地面積で建築確認申請を行う場合は原則として「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化計画届出制度が適用されますので、県の担当窓口と調整してください。

（２）道路について

道路の配置及び構造については、技術基準一覧表のとおり政令及び省令に詳細に規定されています。市に帰属することになる場合は、市が整備する道路と同じ水準で整備していただくことになります。

（３）上水道について

給水施設については、政令及び省令で定めていませんが、水道法で定める基準を満たしている必要があります。市に帰属することになる場合は、市が整備する給水施設と同じ水準で整備していただくことになります。

（４）下水道について

構造については、別表のとおり法、政令及び省令に詳細に規定されています。市に帰属することになる場合は、市が整備する排水施設と同じ水準で整備していただくことになります。

（５）河川、水路について

排水の放流については、河川・水路等の管理者の同意が必要です。

（６）消防施設について

消防法の「消防水利の基準」に適合する施設が必要です。

（７）ごみ処理について

家庭系一般廃棄物の収集所の新設については、担当課及び地元自治会と協議をしてください。また、事業系一般廃棄物の収集運搬等については市の許可業者に委託しなければなりません。

（８）埋蔵文化財について

埋蔵文化財の包蔵地を開発しようとする場合は、文化財保護法の規定による手続きが必要です。埋蔵文化財の担当部署と協議をしてください。

関係部署一覧表

(市外局番 0495)

所 管 事 項		課	係	電話番号
開発総合窓口 建築確認、地区計画等		建 築 開 発 課	開発指導係	25-1140
			建築指導係	
用途地域・都市計画道路	公園	都 市 計 画 課	計 画 係	25-1136
公園			施設公園係	25-1137
本庄駅北口地区整備		市街地整備室	市街地整備係	25-1138
道路、水路、橋梁、道路内工作物		道 路 整 備 課	道路維持係	25-1134
占用、境界確認、嘱託登記		道 路 管 理 課	管 理 係	25-1135
上水道		水 道 課	工 務 係	22-2152
下水道、農業集落排水		下 水 道 課	業 務 係	25-1146
交通対策	本庄地域	危 機 管 理 課	安全安心係	25-1184
	児玉地域	支 所 総 務 課	地域安心係	72-1332
浄化槽	公害防止、自然保護、電波障害、盛土	環 境 推 進 課	環境保全係	25-1173
公害防止、自然保護、電波障害、盛土			環境衛生係	25-1172
ごみ処理	本庄地域	環 境 推 進 課	環境保全係	25-1173
	児玉地域	支所環境産業課	環 境 係	72-1334
道路照明等		危 機 管 理 課	安全安心係	25-1184
		道 路 整 備 課	道路維持係	25-1134
防犯灯		市民活動推進課	市民活動推進係	25-1118
通学区		学 校 教 育 課	学 事 係	25-1149
教育施設等		教 育 総 務 課	施 設 係	25-1182
障害者福祉施設		障 害 福 祉 課	給 付 係	25-1125
高齢者福祉施設		介 護 保 険 課	介護業務係	25-1719
保育施設		保 育 課	保 育 係	25-1128
埋蔵文化財		文化財保護課	埋蔵文化財係	72-6841
消防水利等		危 機 管 理 課	危機管理係	25-1184
		児玉郡市広域消防本部予防課	予 防 係	24-8392
農業振興地域 農業用かんがい排水路、土地改良区		農 政 課	農地整備係	25-1176
農地転用		農業委員会事務局	農地調整係	25-1179
大規模・中規模店舗		商 工 観 光 課	商工労政係	25-1175
工場立地法		産 業 開 発 室	産業開発係	25-1169

技術基準一覧表

	条文	基準の概要
道路	政令第25条第1号	道路設計に関する基本的な考え方
	政令第25条第2号	敷地に接することとなる道路の最低幅員
	政令第25条第3号	市街化調整区域における20ha 以上の大規模開発における12m以上の道路の基準
	政令第25条第4号	開発区域内の主要な道路が接続する道路
	政令第25条第5号	歩車道の分離
	省令第20条	政令第25条第2号から委任を受けた道路幅員
	省令第20条の2	政令第25条第2号ただし書きの運用
	省令第24条第1号	道路の構造
	省令第24条第2号	道路排水施設
	省令第24条第3号	道路縦断勾配
	省令第24条第4号	階段状道路の禁止
	省令第24条第5号	袋路状道路の禁止
	省令第24条第6号	街角の切り取り
	省令第24条第7号	歩車道を分離する工作物

	条文	基準の概要
公園	政令第25条第6号	公園、緑地、広場の設置(開発区域の面積が 0.3ha 以上 5.0ha 未満の場合)
	政令第25条第7号	公園、緑地、広場の設置(開発区域の面積が 5.0ha 以上の場合)
	省令第21条	公園、緑地、広場の技術的細目(開発区域の面積が 5.0ha 以上の場合)
	省令第25条	公園の構造
消防 水利	政令第25条第8号	消防水利

	条文	基準の概要
排水 施設	政令第26条第1号	排水施設の管渠の勾配及び断面積を定める際の基準
	政令第26条第2号	開発区域内の排水施設の接続についての規定
	政令第26条第3号	雨水以外の下水を暗渠で排水することについての規定
	省令第22条	5年に1回以上の確率で想定される降雨強度を用いて管渠の勾配及び断面積を定める規定
	省令第26条	排水施設の構造、能力についての技術的細目

事前協議申出書

年 月 日

(あて先) 本庄市建築開発課長

協議申出者 住 所

協議申出者 氏 名

電話番号 :
FAX :
e-mail :

下記の土地において都市計画法に基づく開発行為をしたいので、事前協議をお願いいたします。

開発行為者住所		
開発行為者氏名		
開 発 区 域	本庄市	
地 目	地 積 (実測)	用 途

添付書類 : 案内図、公図の写し、土地利用計画図等

事前協議報告書

年 月 日

(あて先) 本庄市建築開発課長

報告者 住 所
報告者 氏 名
(電話番号)

下記の土地における開発行為について、事前協議を完了しましたので報告します。

開発行為者住所		
開発行為者氏名		
開 発 区 域	本庄市	
地 目	地 積 (実測)	用 途
	m ²	

課名	協議日時	協 議 内 容	市担当者名
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

2. 都市計画法第32条の規定による協議

事業主は、あらかじめ、当該開発行為により設置される公共施設を管理することとなる者と協議しなければなりません。協議書には、位置図、案内図、土地利用計画図、公図の写し、公共施設の新旧対照図、公共施設の求積図、造成計画平面図・断面図、給排水施設計画平面図・縦断面図、道路横断面図・縦断面図、各種構造物詳細図等、協議の結果帰属することになる公共施設に関する図面を添付していただきます。

提出にあたっては、各公共施設の管理者としっかり協議した上で補正のないように図面を添付するようにしてください。

協議書は3通(正本・副本・控え)作成してください。副本については、協議成立後にお渡しします。

※不要な種別や文章は削除し、必要に応じて番号を繰り上げてください。

公共施設の管理に関する協議書

年 月 日

管理者 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市長

印

申請者

印

申請者 株式会社代表取締役 と管理者本庄市長 は、都市計画法に基づく開発行為により設置される公共施設の管理帰属に関して、同法第32条の規定により、次のとおり協議した。

記

開発区域内の公共施設については、都市計画法第33条（開発許可の基準）の規定に適合したものであり、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

1. 開発行為等区域の名称等について

開発行為等区域の名称	本庄市			
開発行為等面積	用 途 地 域	区画数・戸数	予定建築物等の用途	摘 要
m ²		区画・戸		

2. 新たに設置される公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	土地及び施設の帰属	協議結果	摘 要
		幅 員	延 長	面 積				
道路		m	m	m ²	本庄市	本庄市	成立	
給水施設	1式				本庄市	本庄市	成立	・φ○○mm×○○m
污水施設	1式				本庄市	本庄市	成立	・○○mm×○○m ・○号人孔○ヶ所 ・取付管まで
公園				m ²	本庄市	本庄市	成立	
防火水槽					本庄市	本庄市	成立	・○○m ³ ○ 基
消火栓					本庄市	本庄市	成立	・地下式φ○○mm○基
ごみ収集所				m ²	本庄市	本庄市	成立	

3. 既存の公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	土地及び施設の 帰属	協議 結果	摘 要
		幅 員	延 長	面 積				
道路		m	m	m ²			成立	

4. 設計・施工方法について

(1) 道路について

ア. 道路構造については、道路構造令による設計とし、施工にあたっては道路整備課の指示を受けるものとする。

イ. 交差点、舗装面の取り合わせについては、事前に打ち合わせを行ったうえで施工する。

(2) 上水道について

施工については、市指定給水装置工事事業者で行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(3) 下水道について

施工については、下水道法第24条第1項の許可を受けるものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(4) 公園について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(5) 防火水槽について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。設置後、消防署へ設置届を提出する。

(6) 消火栓について

施工にあたっては上水道担当課と事前に打ち合わせを行ったうえで施工し、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(7) ごみ収集所について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(8) 公共施設の工事について

使用材料及び施工について関係課と事前に打ち合わせを行うものとする。

公共施設の工事に関し、必要に応じ管理者は、その工事がこの協議書で定めたとおり行われているか否かについて、確認を求めることができるものとする。

5. 帰属について

(1) 申請者が管理者に対して公共施設を引き渡す場合においては、本庄市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。

そのとき申請者は管理者に対して、公共施設の出来形図を提出するものとする。

(2) 申請者は管理者が指定する日までに帰属に関する必要書類を提出し、管理者は本庄市の工事完了公告後、速やかに所有権移転登記を行うものとする。

6. 瑕疵担保期間について

公共施設の瑕疵担保期間は公告の日の翌日から2年とし、施設に瑕疵による欠陥が生じた場合は、申請者が責任をもって復旧するものとする。

7. 公共施設の間接検査について

道路、上水道、下水道、公園、防火水槽、消火栓、ごみ収集所の工事については、工事中必要に応じ、管理者の検査を受けるものとする。また、工程ごとの工事写真を撮り、必要書類と一緒に検査時に提出するものとする。

8. その他

(1) この協議書及び協議によって決定したことが後に変更になった場合は、速やかに管理者に計画変更の届けを提出し、協議するものとする。

(2) この協議書に定めない事項については、両者が誠意をもって随時協議するものとする。

(3) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は事業者が責任をもって行うものとする。

上記各協議事項及び計画書のとおりに事業を施行する証として、本書2通を作成し、申請者、管理者各1通これを保有する。

公共施設の管理に関する協議書（変更）

年 月 日

管理者 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市長 印

申請者 印

申請者 株式会社代表取締役 と管理者本庄市長 は、都市計画法に基づく開発行為により設置される公共施設の管理帰属に関して、同法第32条の規定により、年 月 日協議したが、計画変更に伴い従前の協議を次のとおり変更することを協議した。

記

開発区域内の公共施設については、都市計画法第33条（開発許可の基準）の規定に適合したものであり、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

1. 開発行為等区域の名称等について

開発行為等区域の名称	本庄市			
開発行為等面積	用 途 地 域	区画数・戸数	予定建築物等の用途	摘 要
m ²		区画・戸		

2. 新たに設置される公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	土地及び施設の帰属	協議結果	摘 要
		幅 員	延 長	面 積				
道路		m	m	m ²	本庄市	本庄市	成立	
給水施設	1式				本庄市	本庄市	成立	・φ○○mm×○○m
污水施設	1式				本庄市	本庄市	成立	・○○mm×○○m ・○号人孔○ヶ所 ・取付管まで
公園				m ²	本庄市	本庄市	成立	
防火水槽					本庄市	本庄市	成立	・○○m ³ ○基
消火栓					本庄市	本庄市	成立	・地下式φ○○mm○基
ごみ収集所				m ²	本庄市	本庄市	成立	

3. 既存の公共施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	土地及 び施設 の帰属	協議 結果	摘 要
		幅 員	延 長	面 積				
道路		m	m	m ²			成立	

4. 設計・施工方法について

(1) 道路について

ア. 道路構造については、道路構造令による設計とし、施工にあたっては道路整備課の指示を受けるものとする。

イ. 交差点、舗装面の取り合わせについては、事前に打ち合わせを行ったうえで施工する。

(2) 上水道について

施工については、市指定給水装置工事事業者で行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(3) 下水道について

施工については、下水道法第24条第1項の許可を受けるものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(4) 公園について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(5) 防火水槽について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。設置後、消防署へ設置届を提出する。

(6) 消火栓について

施工にあたっては上水道担当課と事前に打ち合わせを行ったうえで施工し、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(7) ごみ収集所について

施工については、申請者が行うものとし、帰属については、他の公共施設と同様とする。

(8) 公共施設の工事について

使用材料及び施工について関係課と事前に打ち合わせを行うものとする。

公共施設の工事に関し、必要に応じ管理者は、その工事がこの協議書で定めたとおり行われているか否かについて、確認を求めることができるものとする。

5. 帰属について

(1) 申請者が管理者に対して公共施設を引き渡す場合においては、本庄市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。

そのとき申請者は管理者に対して、公共施設の出来形図を提出するものとする。

(2) 申請者は管理者が指定する日までに帰属に関する必要書類を提出し、管理者は本庄市の工事完了公告後、速やかに所有権移転登記を行うものとする。

6. 瑕疵担保期間について

公共施設の瑕疵担保期間は公告の日の翌日から2年とし、施設に瑕疵による欠陥が生じた場合は、申請者が責任をもって復旧するものとする。

7. 公共施設の間接検査について

道路、上水道、下水道、公園、防火水槽、消火栓、ごみ収集所の工事については、工事中必要に応じ、管理者の検査を受けるものとする。また、工程ごとの工事写真を撮り、必要書類と一緒に検査時に提出するものとする。

8. その他

(1) この協議書及び協議によって決定したことが後に変更になった場合は、速やかに管理者に計画変更の届けを提出し、協議するものとする。

(2) この協議書に定めない事項については、両者が誠意をもって随時協議するものとする。

(3) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は事業者が責任をもって行うものとする。

上記各協議事項及び計画書のとおりに事業を施行する証として、本書2通を作成し、申請者、管理者各1通これを保有する。

3. 公共施設等の引き渡し

事業主が管理者に対して行う公共施設及び公共用地の引き渡しは、工事完了公告後、速やかに行う必要があります。公共施設等引渡書を位置図、公図の写し、公共施設の新旧対照図（確定測量図）、公共施設の出来形平面図を添付のうえ提出してください。

また、公共施設の帰属を受ける担当部署でも必要に応じて出来形図等の提出を求める場合がありますので、その指示に従ってください。

年 月 日

(あて先) 本 庄 市 長

住 所

事業主名

公 共 施 設 等 引 渡 書

都市計画法第32条の規定に基づく協議により設置した、下記の公共施設を引き渡しいたします。

1. 開発行為等区域の名称等

開発行為等区域の名称	本庄市
開発行為等面積	m ²

2. 新たに設置された公共施設

種 別	番 号	概 要			管理者	土地及 び施設の 帰属	協議 結果	摘 要
		幅 員	延 長	面 積				
道路		m	m	m ²	本庄市	本庄市	成立	
給水 施設	1 式				本庄市	本庄市	成立	・φ○○mm×○○m
汚水 施設	1 式				本庄市	本庄市	成立	・○○mm×○○m ・○号人孔○ヶ所 ・取付管まで
公園				m ²	本庄市	本庄市	成立	
防火 水槽					本庄市	本庄市	成立	・○○m ³ ○ 基
消火栓					本庄市	本庄市	成立	・地下式φ○○mm○基
ごみ 収集所				m ²	本庄市	本庄市	成立	

4. 公共施設等の登記

新たに設置された公共施設は、工事完了公告の翌日に、その管理者に帰属されることになります。事業主はできる限り速やかに登記嘱託申請書に必要書類を添え市に提出してください。市はそれを受けて所有権移転登記を行うことになります。

登記依頼書の提出にあたっては公共施設の管理者と十分な協議を行った上で、建築開発課に提出してください。

土地の表示及び所有権保存嘱託登記依頼書

年 月 日

(あて先) 本 庄 市 長

開発行為者

住 所

氏 名

都市計画法第40条第1項の規定により、別紙記載の従前の公共施設の土地の帰属を受けたいので、事前に土地の表示及び所有権保存の嘱託登記をお願い致します。

添付書類

- 1 公共施設の管理、帰属に関する協議書の写し
- 2 従前の公共施設の位置、形状を表示する図面
- 3 土地利用計画図
- 4 公図写し、地積測量図、座標一覧表
- 5 開発許可通知書の写し

所有権移転嘱託登記依頼書

年 月 日

(あて先) 本 庄 市 長

開発行為者

住 所
氏 名

土地所有者

住 所
氏 名

都市計画法第40条第 項の規定により、別紙記載の土地を帰属するので、所有権移転の嘱託登記をお願い致します。

添付書類

- 1 公共施設の管理、帰属に関する協議書の写し
- 2 従前の公共施設の位置、形状を表示する図面
- 3 座標一覧表（公共座標を用いたもの）
- 4 土地利用計画図
- 5 登記事項証明書（土地）、公図写し、地積測量図
- 6 土地登記承諾書、印鑑証明書、登記原因証明情報、資格証明書

IV. 開発許可申請書等の作成及び手続

開発許可等の申請は、法、省令及び規則で定める様式に必要な書類及び図書を添付し、2部（正本・副本1部ずつ）を提出して行います。申請書の提出先は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、本庄市長となります。本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

申請書の具体的な記載事項や添付図書は次のとおりです。

1. 開発許可申請

<添付書類>

書類の名称	説明	備考
1 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書	
2 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属について協議を行った書類	
3 設計説明書		自己居住用は不要
4 登記事項証明書（土地）	申請時以前6か月以内のもの	
5 土地・工作物の権利者の同意書	申請者が行う開発行為に同意する旨が分かるもの（所有権、抵当権等の権利を有する者の同意が必要）	権利者の実印を押印
6 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの	
7 排水放流許可書		
8 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域内の場合、農用地区域から除かれていることの証明書（地目が宅地等の場合も必要）	市街化区域及び非線引き区域の用途指定がある区域は不要
9 資金計画書 （残高証明書） （融資証明書）	収支計画、年度別資金計画書 自己資金で事業を行う場合 融資を受けて事業を行う場合	※1
10 申請者の業務経歴書		※1
11 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税に滞納がないことが分かるもの	※1
12 工事施行者の技術者名簿及び工事経歴書		※1
13 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し（開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合）	
14 その他市長が必要と認める書類		※2

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要ありません。

※2 法第34条各号に該当する申請については、それぞれ別に定める図書が必要となります（法第34条各号添付図書一覧表参照）。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 開発区域位置図	20,000 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域の位置(朱書)	都市計画図に記入 用途地域あり：用途図 用途地域なし：白図
2 開発区域区域図 (案内図)	2,500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域(朱書) (4)必要な範囲で、都道府県界、市町村界、 町又は字の境界、都市計画区域界	
3 公図写し	600 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域(朱書)	
4 現況図	2,500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)地形(標高差 2 m の等高線、B M の位置 と高さ、縦横断面線 (2 0 m 方眼線) の交点の高さ) (4)開発区域の境界 (朱書) (5)開発区域内及び周辺 (2 0 m 程度) の公 共施設の状況 (6)令第 2 8 条の 2 第 1 号に規定する樹木 又は樹木の集団の状況 (7)同条第 2 号に規定する切土又は盛土を 行う部分の表土の状況	(5)(6)は、開発区域の 規模が 1 ヘクタール 以上の場合に記載す る 作成者記名
5 土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3)開発区域の境界 (朱書) (4)公共施設の位置及び形状 (5)予定建築物等の敷地の形状 (6)予定建築物等の用途 (7)公益的施設の位置 (8)樹木又は樹木の集団の位置 (9)緩衝帯の位置及び形状 (10)道路・排水施設の縦断測点	土地の利用種別 ごと に色分けする 作成者記名
6 求積図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺	座標法または数値三 斜法
7 造成計画平面図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3)開発区域の境界 (朱書) (4)切土又は盛土をする土地の部分 (5)がけの位置 (6)擁壁の位置 (7)道路の位置、形状、幅員及び勾配 (8)B M の位置及び高さ (9)縦横断面線の位置及び符号並びに交点 の計画高 (10)道路・排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶 色で着色する 作成者記名
8 造成計画断面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)切土又は盛土をする前後の地盤面 (4)縦横断面線の符号と測点番号 (5)法面勾配 (6)擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶 色で着色する 作成者記名

9 排水施設計画 平面図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)排水区域の区域界 (4)排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称	作成者記名
10 給水施設計画 平面図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)給水施設の位置、形状、内のり寸法(管径)及び取水方法 (4)消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要 作成者記名
11 がけの断面図	50 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)がけの高さ、勾配 (3)土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれ土質及びその地層の厚さ) (4)切土、盛土をする前の地盤面 (5)がけ面保護の方法	作成者記名
12 擁壁の断面図	50 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)擁壁の寸法及び勾配 (3)擁壁の材料の種類及び寸法 (4)裏込コンクリートの寸法 (5)透水層の位置及び寸法 (6)擁壁を設置する前後の地盤面 (7)基礎地盤の土質 (8)基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9)伸縮目地の位置及び構造 (10)水抜孔の位置及び内径寸法	作成者記名
(計算書)		(1)擁壁の構造計算 (2)地耐力の根拠(ボーリングデータ等)	
13 道路横断面図	50 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)路盤・基層・表層の構成 (3)道路側溝の位置、形状及び寸法 (4)埋設管の位置、形状及び寸法	作成者記名
14 排水施設構造図	50 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)雨水及び汚水流量計算 ※雨水計算については雨水流出抑制施設設計指針(19 頁より)をご参照ください。 (3)排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝、吐口等)	公共施設以外の排水施設については雨水計算書及び雨水浸透施設の構造詳細図を添付すればよい 作成者記名
15 道路・排水施設の 計画縦断面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)測点 (3)単距離 (4)追加距離 (5)地盤高 (6)計画高 (7)勾配 (8)D L (基準線) (9)人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として 20m とする 作成者記名
16 建築物の平面図 立面図	100 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)建築面積 (3)延床面積 ※(2)、(3)は計算表(寸法図)を添付すること。	立面図は 2 面以上

法第 3 4 条各号添付図書一覧表

法第 3 4 条第 1 号		
	(公益施設)	理由書 事業計画書 資格証明書 個別法所管機関の証明書・許可書 登記事項証明書(法人) など
	(上記以外)	理由書 事業計画書 取引証明書 資格証明書 業務経歴書 チェーン加盟契約書 など
法第 3 4 条第 4 号		
	(農林漁業用建築物)	理由書 農家証明 前年度の所得証明 固定資産税名寄台帳 事業計画書 など
	(農林水産物処理、貯蔵、加工)	理由書 農林水産物の産地別一覧(数量及び金額) 事業計画書 取引証明書 など
法第 3 4 条第 9 号		
	(ドライブイン)	理由書 資格証明書 事業計画書 取引証明書 チェーン加盟契約書 など
	(ガソリンスタンド)	理由書 資格証明書 事業計画書 取引証明書 チェーン加盟契約書 など
法第 3 4 条第 1 2 号		
	条例第 5 条第 1 項第 2 号ア (線引前所有)	理由書 戸籍謄本等(3 親等以内であることを証明) 借家契約書 転勤証明書 無資産証明書 など
	条例第 5 条第 1 項第 2 号イ (20 年居住)	理由書 戸籍謄本等(3 親等以内であることを証明) 親族の住民票、戸籍の附票等(20 年前及び現在の親族の居住を証明) 借家契約書 転勤証明書 無資産証明書 など
	条例第 5 条第 1 項第 2 号ウ (線引前居住)	理由書 戸籍謄本等(3 親等以内であることを証明) 親族の住民票、戸籍の附票等(線引時及び現在の親族の居住を証明) 借家契約書 無資産証明書 など
	条例第 5 条第 1 項第 2 号エ (世帯員)	理由書 戸籍謄本等(3 親等以内であることを証明) 家屋証明又は登記事項証明書(建物)、世帯主の住民票等(線引当時からの世帯主の住宅敷地であることを証明) 借家契約書 無資産証明書 など
	条例第 5 条第 1 項第 3 号 (自己業務用建築物)	理由書 住民票、戸籍の附票(20 年以上居住していることを証するもの) 業務の内容を示す書類 など
	条例第 5 条第 1 項第 8 号 (敷地拡張)	理由書 家屋証明、建築確認通知書等又は法第 4 3 条第 1 項の許可通知書 など

2. 開発行為の変更許可申請(法第 3 5 条の 2、規則様式第 7 号)

正副 2 部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

開発行為の変更許可申請は、申請書に変更部分のみ前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

3. 開発行為の軽微な変更の届出（法第35条の2、規則様式第8号）

正副2部提出になります。

開発行為の軽微な変更の届出は、届出書に変更部分のみ前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

4. 工事着手届出書（規則様式第3号）

開発行為の工事に着手したときは、工事着手届、現場写真を提出してください。

※写真は開発行為の許可標識が写っているもの（遠景・近景各1枚以上）とします。

5. 開発行為に関する工事の中間検査依頼（規則様式第5号）

開発行為に関する工事のうち市長が指定する工程に達したときは、速やかにその旨を届け出なければなりません。

6. 開発行為に関する工事完了の届出（法第36条第1項、省令別記様式第4・5）

<添付図書>

図 書 名 称	縮 尺	明示する事項
1 工程の主要な部分を記録した写真、出来形図		※写真：開発行為の許可標識が写っているもので、遠景・近景各1枚以上
2 確定測量図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺

7. 公告前の建築等承認申請（法第37条第1号、規則様式第9号）

正副2部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

<添付図書>

図 書 名 称	明示する事項
1 制限を解除する必要性を示す資料	工程表、写真等

8. 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項、規則様式第11号）

正副2部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

<添付図書>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 付近見取図（位置図）	10,000分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地の位置（朱書） (4)敷地の周辺の公共施設	都市計画図に記入 用途地域あり：用途図 用途地域なし：白図
2 建築物又は第1種特定工作物の配置図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地（朱書）	
3 その他市長が必要と認める書類		当初開発許可通知書等	

9. 建築行為等許可申請（法第43条第1項、省令第34条、省令別記様式第9）

正副2部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）
1 登記事項証明書（土地）	申請時以前6か月以内のもの
2 排水放流許可書	
3 その他市長が必要と認める書類	※

※ 政令第36条第1項第3号イからホに於いて、それぞれ追加書類が必要です。
法第34条各号添付図書一覧表を参考にしてください。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 付近見取図 （位置図）	10,000分の1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地の位置（朱書） (4)敷地の周辺の公共施設	都市計画図に記入 用途地域あり：用途図 用途地域なし：白図
2 公図写	600分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地（朱書）	
3 敷地現況図 配置図	500分の1以上	●建築物の新築若しくは改築又は第1種特定工作物の新設の場合 (1)方位 (2)縮尺 (3)敷地の境界（朱書） (4)建築物等の位置 (5)がけ及び擁壁の位置 (6)排水施設の位置、種類、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称 ●建築物の用途の変更の場合 (1)方位 (2)縮尺 (3)敷地の境界 (4)建築物の位置 (5)排水施設の位置、種類、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称	
4 求積図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)面積計算表	座標法または数値三斜法
5 排水施設構造図	50分の1以上	(1)縮尺 (2)雨水流量計算 (3)雨水浸透施設構造詳細図	
6 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	(1)縮尺 (2)建築面積 (3)延床面積	立面図は2面以上
7 その他市長が必要と認める図面			

10. 地位の承継承認申請（法第45条、規則様式第16号）

正副2部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

＜添付書類＞

書類の名称	説明（備考）
1 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類	
2 申請者の業務経歴書	自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要
3 前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要
4 その他市長が必要と認める書類	

11. 開発登録簿写しの交付請求（法第47条第5項、規則様式第19号）

開発登録簿の写しの交付の請求は、「開発登録簿写し交付申請書」を提出して行います。

12. 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求

（省令第60条、規則様式第20号）

正副2部提出で、本人による申請以外はすべて委任状が必要になります。

＜添付書類＞

書類の名称	説明（備考）
1 登記事項証明書（土地）	申請時以前6か月以内のものとする
2 農用地除外証明書	農用地区域から除かれていることの証明書 地目が宅地等の場合も必要 市街化区域及び非線引き区域の用途指定がある区域は不要
3 その他市長が必要と認める書類	計画が都市計画法の規定に適合していることが確認できる書類 ※

※ 建築物等の種類によって必要な書類が異なります。法第29条各号添付図書一覧表を参照してください。

＜添付図面＞

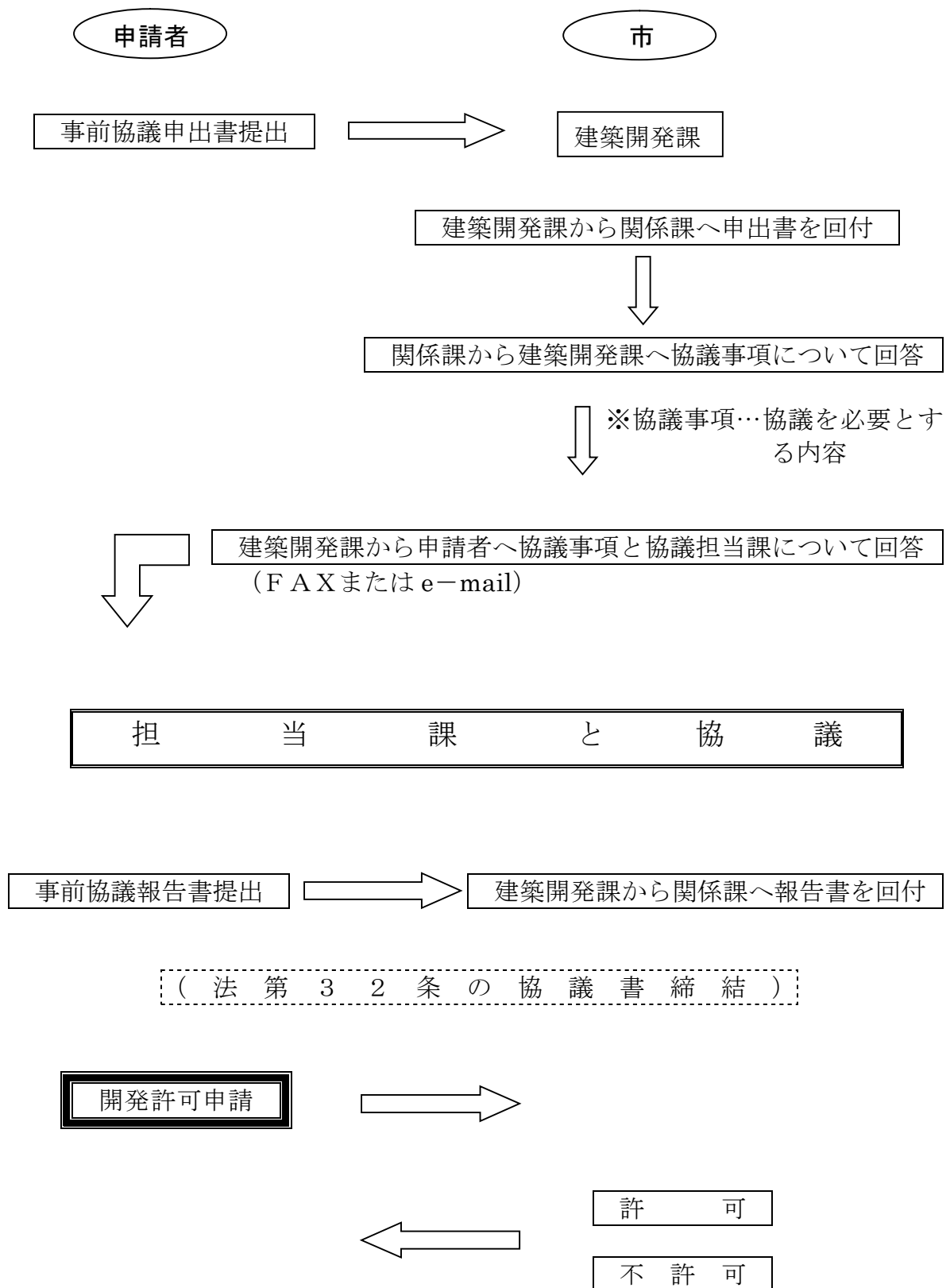
図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 位置図	20,000分の1以上	(1)方位 (2)開発区域等の位置（朱書）	都市計画図に記入 用途地域あり：用途図 用途地域なし：白図
2 公図写	600分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域等（朱書）	
3 求積図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)面積計算表	座標法または数値三斜法
4 建築物の配置図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の位置	
5 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	(1)縮尺 (2)建築面積 (3)延床面積 ※(2)、(3)は計算表を添付すること。	立面図は2面以上 面積計算表（寸法図）
6 その他市長が必要と認める図面		雨水計算書、雨水浸透施設計画詳細図等	

※ 既に開発許可を受けてあり、建築敷地に変更が無い場合の添付書類及び添付図面については、開発行為許可通知書の写し、位置図、建築物の配置図及び建築物の平面図・立面図とすることができます。

＜法第 29 条各号添付図書一覧表＞

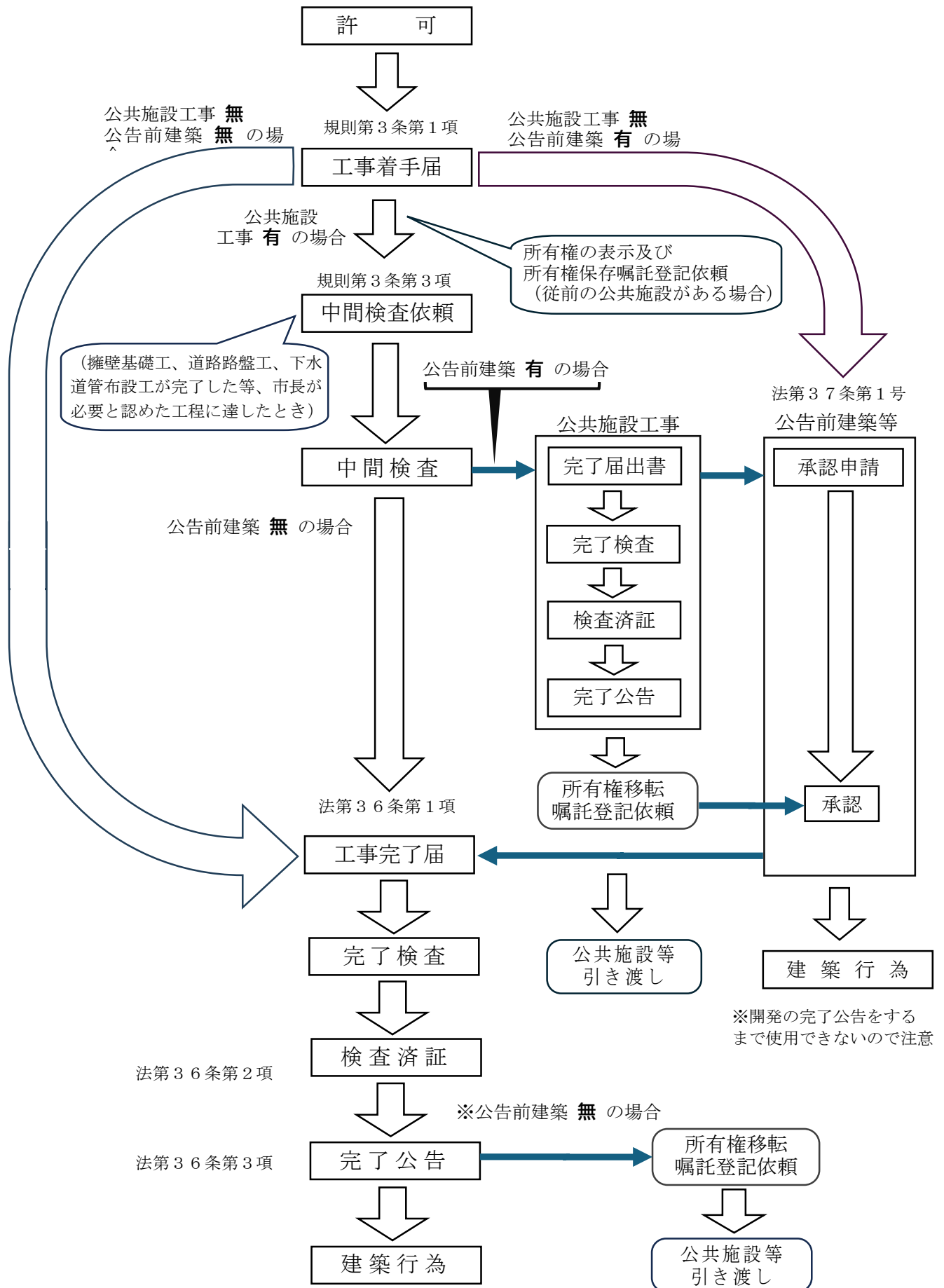
法第 29 条第 1 項第 2 号		
	(農林漁業用建築物)	理由書 農家証明 など
	(農林漁業者の住宅)	理由書 農家証明 固定資産税名寄台帳 など
法第 29 条第 1 項第 3 号 (公益施設)		理由書 事業計画書 資格証明書 個別法所管 機関の証明書・許可書 登記事項証明書 (法人) など
法第 29 条第 1 項第 11 号		
	(仮設建築物等)	理由書 事業計画書 など
	(車庫、物置等)	理由書 など
	(政令店舗)	理由書 事業計画書 取引証明書 資格証明書 (資格が必要な場合) など

開発許可申請までの手続きフロー（自己居住用は不要）



※ 事前協議申出書の申出者は代理人とすることもできます。

許可後の手続きフロー



V. 標準処理期間

申請に対する処分（許可など）に要する期間については、行政手続法第6条に規定されています。

（標準処理期間）

行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

1 本庄市では、標準処理期間を次のとおり定めています。

	条文	標準処理期間
開 発 許 可	法29条	39日
開発工事の検査済証交付	法36条2項	25日
完了公告前の建築制限等	法37条	8日
予定建築物以外の建築等の制限	法42条	13日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法43条	16日
許可に基づく地位の継承	法45条	10日
適 合 証 明	省令60条	13日

2 次のような期間は処理期間に算入されませんのでご注意ください。

- （1）申請を補正するために要する期間
- （2）市役所の執務が行われない日（土曜日、日曜日、年末年始等）
- （3）申請者が申請の途中で、申請内容を変更するための期間
- （4）特別の事情により、審査のために資料を追加するための期間

VI. 申請手数料

開発許可等の申請に当たっては、本庄市手数料条例別表に定める手数料を納入します。手数料の額は次のとおりです。

1. 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項、同法第2項）

開発区域の面積 (ヘクタール)	予定建築物が 自己の居住の用に 供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が 自己の業務の用に 供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1以上 0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3以上 0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6以上 1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0以上 3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0以上 6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0以上 10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円

2. 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

変更理由		手数料
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の合算額（ただし870,000円を超えない範囲とする。）
(2) 新たな土地開発区域への編入による変更 (法第30条第1項第1号～第4号)	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
(3) その他の変更	10,000円	

その他の変更には次のようなものがあります。

- (1) 予定建築物の用途の変更
- (2) 資金計画の変更
- (3) 工事施行者の変更

3. 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料
(法第41条第2項・法第35条の2第4項)

手数料	46,000円
-----	---------

4. 予定建築物以外の建築等許可申請手数料 (法第42条第1項)

手数料	26,000円
-----	---------

5. 建築行為等許可申請手数料 (法第43条第1項)

敷地の面積 (ヘクタール)	手数料
0.1未満	6,900円
0.1以上 0.3未満	18,000円
0.3以上 0.6未満	39,000円
0.6以上 1.0未満	69,000円
1.0以上	97,000円

6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (法第45条)

承認申請の種類	手数料
自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの (開発区域の面積1ヘクタール未満)	1,700円
自己の業務の用に供するもの (開発区域の面積1ヘクタール以上)	2,700円
その他のもの	17,000円

7. 開発登録簿の写しの交付申請手数料 (法第47条第5項)

用紙一枚につき	470円
---------	------

8. 適合証明書の交付申請手数料 (省令第60条)

手数料	6,000円
-----	--------

Ⅶ. 申請書等の様式

1 省令において定められているもの

開発行為許可申請書	別記様式第二（第16条関係）	62
資金計画書	別記様式第三（第16条関係）	63
工事完了届出書	別記様式第四（第29条関係）	64
公共施設工事完了届出書	別記様式第五（第29条関係）	65
開発行為に関する工事の廃止の届出書	別記様式第八（第32条関係）	66
建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第1種特定工作物の新設許可申請書	別記様式第九（第34条関係）	67

2 規則において定められているもの

設計説明書	様式第1号（第2条関係）	68
設計者の資格に関する書類	様式第2号（第2条関係）	70
工事着手届出書	様式第3号（第3条関係）	71
都市計画法に基づく開発行為の許可標識	様式第4号（第3条関係）	72
中間検査依頼書	様式第5号（第3条関係）	73
開発許可事項変更許可申請書	様式第7号（第5条関係）	74
開発許可事項変更届出書	様式第8号（第6条関係）	75
公告前建築等承認申請書	様式第9号（第9条関係）	76
建築物特例許可申請書	様式第10号（第10条関係）	77
予定建築物等以外の建築等許可申請書	様式第11号（第11条関係）	78
開発許可地位承継承認申請書	様式第17号（第13条関係）	79
開発登録簿写し交付申請書	様式第19号（第15条関係）	80
開発行為又は建築等に関する 証明申請書	様式第20号（第16条関係）	81
申請取下書	様式第21号（第17条関係）	82
工事取りやめ届出書	様式第22号（第18条関係）	83

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名		※ 手 数 料 欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。

3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第三（第16条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入 宅 地 処 分 収 入 ○ ○ ○ ○ ○	
	補 助 負 担 金 ○ ○ ○ ○ ○	
支 出	計	
	用 工 地 事 費 整 地 工 事 費 道 路 工 事 費 排 水 施 設 工 事 費 給 水 施 設 工 事 費 ○ ○ ○ ○ ○	
	附 事 借 入 工 務 金 利 費 ○ ○ ○ ○ ○	
	計	

2 年度別資金計画

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事 業 費 用 地 費 工 事 費 附 帯 工 事 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○ 借 入 償 還 金 ○ ○ ○ 計					
収 入	自 己 資 金 借 入 金 ○ ○ ○ 処 分 収 入 宅 地 処 分 収 入 ○ ○ ○ 補 助 負 担 金 ○ ○ ○ 計					
借入金の借入先						

工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年
月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年
月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日

2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、建 築 物 第一種特定 工 作 物の 新 築 改 築 用途の変更 新 設の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名	※ 手 数 料 欄
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 許 可 に 付 し た 条 件	
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

年 月 日作成

設計者氏名

申請者等	フリガナ													
	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)													
設計の方針	フリガナ													
	開発区域に含まれる地域の名称													
設計の方針	開発行為の目的		① 予定建築物等の用途				② 予定建築物等の使用別				自己用・非自己用			
	設計上特に配慮した事項													
	地盤の性質													
開発区域内の土地の状況	市町村別面積		①		m ²		②		m ²		③		m ²	
	区域別面積		①市街化区域		m ²		②市街化調整区域		m ²		③ 区域		m ²	
	用途地域別面積		① 地域		m ²		② 地域		m ²		③ 地域		m ²	
	地区別面積		① 地区		m ²		② 地区		m ²		③ 地区		m ²	
	土地区画整理事業施行状況別面積		①事業完了地区		m ²		②事業施行中地区		m ²		③事業計画地区		m ²	
	その他の法令に基づく地域等別面積(m ²)													
	地目別要	区分	田	畑	宅地	山林	雑種地等	道路	水路	その他の公共用地	計			
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
		比率	%	%	%	%	%	%	%	%	100%			
	所概有別要	区分	自己所有	買収予定		借地又は借地予定		その他の土地			計			
年 月取得		同意済	未同意	同意済	未同意									
面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			m ²					
土地利用計画	用途別画	区分	建築物等の敷地	公共施設の用地	遊水池の用地	ガス施設・終末処理施設等の用地	未利用地			計				
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²			m ²						
	比率	%	%	%	%			%						
区画等計画	予定建築物の敷地規模	100m ² 未満	100m ² 以上150m ² 未満	150m ² 以上200m ² 未満	200m ² 以上250m ² 未満	250m ² 以上300m ² 未満	300m ² 以上	計						
	区画数	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画						
	戸数等	棟 戸	棟 戸	棟 戸	棟 戸	棟 戸	棟 戸	棟 戸						
公共施設の整備計画	工区計画別面積(m ²)													
	内容	種類	番号	幅員	延長	面積	管理者	帰属権利者	種類	番号	面積	管理者	帰属権利者	
		道 路			m	m	m ²			公 園		m ²		
				m	m	m ²					m ²			
				m	m	m ²					m ²			
				m	m	m ²					m ²			
				m	m	m ²					m ²			
				m	m	m ²			計	m ²	開発区域との面積の割合 %			
				m	m	m ²			公園以外の広場・緑地		m ²			
				m	m	m ²					m ²			
			m	m	m ²					m ²				
計			m	m ²	開発区域との面積の割合 %		計	m ²	開発区域との面積の割合 %					
接続道路			m	m	m ²			貯 水 槽			消火栓			
			m	m	m ²									
			m	m	m ²									
	計			m	m ²									
	水 (河川を含む)			m	m	m ²				貯 水 施設 等			個	
			m	m	m ²									
			m	m	m ²									
			m	m	m ²									
計				m	m ²	開発区域との面積の割合 %		計	基 m ³					
排水	種別	処理	汲取り	吸込み	各戸浄化	集中浄化	生放流	放 流 先			放流先の河川水路等の名称			
	汚水(し尿)							公共下水道	道路側溝	河川水路等				
	雑排水													
	雨水													
その他必要な事項														

(注) 記入に際しては、裏面をよく読んでください。

(裏 面)

- 備考 1 一体の開発行為を数工区に分けて行う場合には、全体の設計説明書及び工区ごとの設計説明書を提出すること。
- 2 「①の予定建築物等の用途」の欄には、土地分譲、建売分譲、賃貸倉庫等具体的に記入すること。
- 3 「設計上特に配慮した事項」の欄には、周辺の公共施設の位置との関連及び開発区域の地形等との関連についてどのような配慮をしたかを記入すること。
- 4 「市町村別面積」の欄には、開発区域に係る市町村名及び開発区域の面積を記入すること。
- なお、開発区域が2以上の市町村にまたがる場合は、それらの市町村名及び当該市町村に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 5 「区域別面積」の欄には、該当する区域を○で囲み、かつ、その面積を記入すること。
- 6 「用途地域別面積」の欄には、開発区域に係る用途地域名(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域名。(例)第2種中高層住居専用地域・準工業地域)及び開発区域の面積を記入すること。
- なお、開発区域が2以上の用途地域にまたがる場合は、それらの用途地域名及び当該用途地域に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 7 「地区別面積」の欄には、開発区域に係る地区名(都市計画法第8条第1項第2号から第14号までに掲げる地域名、地区名又は街区名。(例)防火地域・準防火地域)及び開発区域の面積を記入すること。
- 8 「土地区画整理事業施行状況別面積」の欄には、開発区域が土地区画整理事業地区内にある場合に、当該土地区画整理事業の施行状況に応じて開発区域の面積を記入すること。
- 9 「その他の法令に基づく地域等別面積」の欄には、開発区域が都市計画法以外の法令による地域、区域等(農業振興地域、首都圏近郊緑地保全区域、鳥獣保護区等)にある場合に、それらの地域名、区域名等及び当該地域、地区等に係る開発区域の面積を記入すること。
- 10 「年 月取得」の欄には、最初に取得した筆の年月を記入すること。
- 11 「工区計画別面積」の欄には、一体の開発行為を数工区に分けて行う場合に、工区ごとの工区番号(第1工区、第2工区等)及び面積を記入すること。
- 12 「道路」、「接続道路」、「水路(河川を含む。）」、「公園」及び「公園以外の広場・緑地」の欄の「番号」の欄には、各々造成計画平面図と対比できるように番号を記入すること。
- 13 「排水」の欄には、該当するものすべてに○印を付し、放流の場合には、放流先の河川、水路等の名称を記入すること。
- 14 設計の変更を行う場合には、変更前及び変更後の設計説明書を提出すること。

設 計 者 の 資 格 に 関 す る 書 類						
設 計 者 氏 名 (勤 務 先 電 話 番 号 住 所 氏 名 (年 月 日生) ()						
都市計画法第 31 条の資格については、下記のとおり相違ありません。						
記						
資 格 に 関 す る 最 終 学 歴		学 校 名			修 業 年 限	年 月 入 学
		専 攻 学 科			昼・夜	年 月 卒 業 中 退
資 格、免 許 等		一級建築士 登録第 号 技 術 士(技術部門の名称・)				
国 土 交 通 大 臣 が 同 等 以 上 と 認 め た 事 項		認 定 講 習 会	名 称 修了年月日 修了証 書 年 月 日 第 号			
		そ の 他				
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	期 間		通 算 期 間	
20ha 以上の開発 行為の設計経験		団 地 又 は 事 業 の 名 称		事 業 主	面 積 ha	設 計 の 年 月 年 月

70

工 事 着 手 届 出 書

年

月

日

(あて先) 本庄市長

届出者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

さきに許可を受けた開発行為について、工事に着手したので、本庄市都市計画法に
基づく開発行為等の手続に関する規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

開発許可年月日・許可番号	年 月 日 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者	住 所 電話番号 ()
	氏 名
設 計 者	氏 名
	連 絡 先 電話番号 ()
現 場 管 理 者	氏 名
	連 絡 先 電話番号 ()

様式第 4 号(第 3 条関係)

都市計画法に基づく開発行為の許可標識			50 cm 以上
開発許可年月日・許可番号		年 月 日 号	
許可を受けた者	住所		
	氏名		
工事施行者	住所	電話番号 ()	
	氏名		
開発区域に含まれる地域の名称			
工事施行面積			
予定建築物等			
工事期間		年 月 日～ 年 月 日	
設計者	氏名		
	連絡先		
現場管理者	氏名	電話番号 ()	
	連絡先		
60cm 以上			

備考 材料は、木板又は金属板等とすること。

様式第 5 号(第 3 条関係)

中 間 検 査 依 頼 書 年 月 日 (あて先) 本庄市長 依頼者 住 所 氏 名 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 () さきに許可を受けた開発行為に係る工事について、指定工程に達したので、本庄市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。 記			
開発許可年月日 許 可 番 号	年 月 日 号	指定工程に到達 した区域の名称	
開発区域に含 まれる地域の 名 称 ・ 面 積	名称 面積 m ²	指定工程の内容	
予 定 建 築 物 の 用 途		* 公 共 施 設 の 有 無	有 無
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	* 公 告 前 建 築 等 承 認 の 有 無	有 無
指 定 工 程 到 達 年 月 日	年 月 日	中 間 検 査 希 望 年 月 日	年 月 日

備考 *印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

開 発 許 可 事 項 変 更 許 可 申 請 書			
年 月 日			
(あて先) 本庄市長			
申請者 住 所 氏 名			
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕			
電話番号 ()			
都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
変 更 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	全区域面積 m ²	工区別面積 m ²
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名		
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別		
	都市計画法第 34 条の該当 号 及 び 該 当 す る 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
許 可 番 号		年 月 日 号	
変 更 の 理 由			

- 74

開 発 許 可 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号 ()

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定により、開発許可に係る事項の変更について、
下記のとおり届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 許可番号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

様式第 9 号(第 9 条関係)

公告前建築等承認申請書		
年 月 日		
(あて先) 本庄市長		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ()		
都市計画法第 37 条第 1 号の規定により公告前の (建築 建設) について承認を受けたいの で、下記のとおり申請します。		
記		
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 号	
建築物を建築し、又は特定 工作物を建設しようとする 土地の所在、地番及び面積		面 積 m ²
承認を受けようとする事項	建築物等の用途	
	建 築 物 等 の 構 造 の 種 別	
申請の理由		
※ 第 号 上記のことについて 年 月 日 本庄市長 印		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

開発許可地位承継承認申請書

年　月　日

（あて先）本庄市長

申請者

住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号　　（　　）

都市計画法第 45 条の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

開 発 許 可 を 受 け た 者	住　　　所 氏　　　名	
開発許可年月日・許可番号		年　　月　　日 号
開 発 許 可 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
承 継 の 原 因		
権 原 取 得 年 月 日		

第 号

※
上記のことについて

年　　月　　日

本庄市長

印

79

様式第 19 号(第 15 条関係)

開発登録簿写し交付申請書 年 月 日 (あて先) 本庄市長 申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕 電話 () 都市計画法第 47 条第 5 項の規定により、開発登録簿の写しの交付を受けたいので、 下記のとおり申請します。 記				
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 氏 名	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 地 番	申 請 事 項		計
		調 書	土 地 利 用 計 画 図	
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
計		枚	枚	枚
※ 受 付 年 月 日	※ 交 付 年 月 日	※ 手 数 料		
年 月 日	年 月 日	円		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 20 号(第 16 条関係)

開発行為又は建築等に関する証明申請書					年 月 日	
(あて先) 本庄市長						
申請者 住 所 氏 名 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 ()						
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。						
記						
住所・氏名	開発行為をした者					
	開発行為をしようとする者					
	建築等をしようとする者					
土地の所在・地番						
区域区分等			市街化区域・市街化調整区域・その他 () 区域			
開発区域(建築物等の敷地)面積			m ²			
建築物等の規模・構造・用途			床面積(築造面積)	構 造	用 途	
		区域区分時(当初許可時)	m ²	造		
		現 在	m ²	造		
		新・増・改築(新設)部分	m ²	造		
都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等		年 月 日 第 号	予定建築物等の用途		計画建築物等の用途	
右記の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号		都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可		年 月 日 号		
		同 法第42条第1項ただし書の規定による許可		年 月 日 号		
		同 法第43条第1項の規定による許可		年 月 日 号		
※ 第 号						
上記のとおり、都市計画の規定に適合していることを証明します。						
年 月 日 本庄市長 印						

備考 1 「建築物等の規模・構造・用途」の欄には、「農家用住宅」、「堆肥舎」などのように、具体的に記入すること。
2 ※印の欄には記入しないこと。

申 請 取 下 書	
年 月 日	
(あて先) 本庄市長	
申請者 住所 氏名 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号 ()	
さきに提出した	申請を下記のとおり取り下げます。
記	
申 請 年 月 日	
土 地 の 地 名 ・ 地 番	
土 地 の 面 積	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
取 下 理 由	

様式第 22 号(第 18 条関係)

工 事 取 り や め 届 出 書	
年 月 日	
(あて先) 本庄市長	
届出者 住所 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 ()	
さきに許可を受けた土地については、建築(建設)行為に関する工事を取りやめたので、本庄市都市計画法に基づく開発行為等の手続及び基準に関する規則第 18 条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
許 可 の 種 別	
許 可 年 月 日 ・ 番 号	
許可を受けた区域の名称	
工 事 取 り や め 年 月 日	年 月 日

本庄市都市整備部建築開発課

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL : 0495-25-1140 (直通)

FAX : 0495-24-0242

<http://www.city.honjo.lg.jp>

mail:kentiku@city.honjo.lg.jp